

令和2年度決算特別委員会会議録

令和3年9月21日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 15:37

○委員長

ただいまから令和2年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの12件を一括議題といたします。

9月17日に引き続き、第4款、衛生費について、125ページから134ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております130ページ、環境衛生費、霊園管理委託料に係る高崎市への判決を受けての対応について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

130ページ、環境衛生費、霊園管理委託料についてお伺いいたします。決算額324万7200円の主な支出項目については理解をしているつもりでございますが、この中に最近、群馬県高崎市の都市公園に設置されている、追悼碑の設置更新許可に関して、二審の判決が出されました。一審の判決は、県の更新不許可処分は違法、二審では全く逆の判決が出されております。霊園管理委託料には、この判決に対応するための費用は含まれておりますでしょうか。

○都市計画課長

霊園管理委託料は、あくまでも飯塚霊園の維持管理に要する費用であり、高崎市の都市公園に設置されている追悼碑について、東京高裁の判決が出されておりますが、本委託料には判決に関係する費用は含まれておりません。

○上野委員

高裁の判決に対しては、原告側が上告をし、最高裁で最終的な国としての使用判断が下される予定ですが、飯塚市としてどのような対応を考えておられるのか、お聞かせください。

○都市計画課長

今後の飯塚霊園における国際交流広場のあり方につきましては、最終的な国の考え方に準じ、庁内に設置しております検討委員会にて、引き続き関係部署と連携しながら対応を検討していきたいと考えております。

○委員長

次に、131ページ、環境対策費、スズメバチ駆除費補助金の現状及び今後について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

環境対策費、スズメバチ駆除費補助金の現状及び今後について、2点ほどお聞きしたいと思います。本市ではスズメバチの巣を駆除した場合、1件当たり上限額5千円の補助金を交付しておりますが、その申請件数は、現在どれぐらいあるのか。また、過去3年間の実績をお尋ねいたします。

○環境整備課長

過去3年間の申請件数でございますが、まず平成30年度が85件、令和元年度が109件、令和2年度は161件となっております。

○守光委員

一般的にスズメバチは春から秋にかけて非常に活発に活動すると言われておりますが、その

年の気候によって活動が活発になるのか、そうでないのかが左右されるとも言われております。これを踏まえれば、先ほどの答弁でもありましたが、年によって申請件数の増減がなかなか見込みにくいのではないかと考えております。そこで、この制度が限られた予算の範囲内で実施されていると思いますが、先ほどご答弁されました過去3年間の申請件数については、全て補助金が交付されているのか。また今後、万が一、その予算の範囲を超える申請があった場合、どのような対応を本市として考えているのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

まず、先ほど申しました過去3年間の申請につきましては、全て補助金を交付しております。次に、予算の範囲を超えた申請があった場合の対応ということでございますが、質問者も言われましたようにスズメバチの活動については、その年ごとの気候にも左右されますことから、なかなか申請件数の見込みが難しいところではございますが、スズメバチの危険性については十分認識をしておりますので、その際には関係部署と協議し、対応できるように努めてまいりたいと考えております。

○守光委員

先ほども言いましたけれども、雨が多い年、また少ない年によって、このスズメバチの活動、また量も多くなったり、また少なくなったりする現状があります。今、課長の答弁でありました関係部署と協議し、その申請件数とか、多くなった場合に対応できるように努めてまいりたいということでありますので、やはりスズメバチは危険な、刺されれば中には命を落とすケースもございますので、しっかり対応のほうを今後よろしくお願ひいたします。

○委員長

次に、131ページ、斎場費、ふくおか県央環境広域施設組合負担金につきましては、上野委員より取り下げの申し出がっておりますので、次に移ります。

次に、133ページ、清掃総務費、ごみ処理状況について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。133ページ、清掃費、清掃総務費、ごみ処理状況について、お尋ねをいたします。まず、追加資料の69ページの説明をお願いします。

○環境対策課長

資料の説明をさせていただきます。資料は69ページになります。ごみ処理状況の推移として、平成28年度から令和2年度までのごみ処理量を地区ごとに表及びグラフで掲載しております。合計を述べさせていただきますと、平成28年度4万3906トン。平成29年度、4万3711トン。平成30年度、4万4485トン。令和元年度、4万4002トン。令和2年度、4万4103トンとなっております。地区別に見ますと、平成30年度の飯塚地区と令和元年度の穂波地区におきまして若干増加しておりますが、平成28年度と令和2年度の合計値を比較しますと197トン、0.4%の増であり、5年間のごみ処理量はほぼ横ばいの状況であると考えております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○川上委員

穂波、筑穂、庄内で増加の傾向があるようですけれども、要因は何でしょうか。

○環境対策課長

穂波、筑穂、庄内の増の要因は、よくわかっておりませんが、平成30年度に飯塚地区が増になっているところは、豪雨による水害の発生がありました。仮置場に一時保管しました水害ごみについては処理量から除いておりますが、一般ごみに含めて廃棄したものや破碎残渣となったものがあり、その影響も考えられるのではないかと分析しております。

○委員長

次に、133ページ、清掃総務費、清掃工場の運転状況及び委託料の状況について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

133ページ、清掃費、清掃総務費、清掃工場の運転状況及び委託料の状況について、お尋ねをいたします。資料が、追加資料の70ページに提出していただいておりますので、説明を求めたいと思います。

○環境対策課長

資料の70ページになります。清掃工場の運転状況及び委託料の状況として、平成28年度から令和2年度までの状況をお示ししております。平成29年度から基本的に8月と2月の約3週間ほど全炉停止し、全体的な点検整備を行い、交互に運転しております。また、令和元年度より施設の管理はふくおか県環境広域施設組合が行っており、同組合が日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社と運転管理等の委託契約を結んでいる状況でございます。

○川上委員

この決算年度中に延命のための特別の対策をとったことがありますか。

○環境対策課長

現在、令和12年度を目標に施設の再編を考えておりますが、それまでに必要な工事というのを令和4年度までに、年度ごとに計画を立てて維持修繕をしているところでございます。

○川上委員

決算年度中は特別なことはしていないということですか。

○環境対策課長

大きな改修等はしておりません。

○委員長

次に、133ページ、ごみ処理費、ごみ収集業務委託状況について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

133ページ、清掃費、ごみ処理費、ごみ収集業務委託状況についてお尋ねをいたします。これについての資料が出ております。追加資料の71ページ、説明を求めます。

○環境対策課長

ごみ収集業務委託状況調べについて説明させていただきます。資料は71ページから72ページになります。縦の欄はごみ処理施設3施設と各施設に搬入している委託業者を、横の欄は平成28年度から令和2年度までの各年度ごみの分別区分ごとに搬入量が見えるように作成しております。飯塚市クリーンセンターは飯塚地区内のごみを処理しており、委託業者は有限会社石井産業、有限会社森永産業、有限会社イブキアメニティサービス、有限会社木山商会、有限会社豊国興産飯塚営業所、有限会社ファミリーエムケイ、また、平成30年度から有限会社かいた環境開発工業が搬入しております。桂苑は穂波地区、筑穂地区のごみを処理しており、委託業者は有限会社藤本組、有限会社筑穂衛生、株式会社瀧本衛生が搬入しております。ごみ燃料化センター及びリサイクルセンターは、庄内地区、穎田地区のごみを処理しており、委託業者は有限会社庄内衛生舎、有限会社かいた環境開発工業が搬入しております。平成29年度から30年度に、3324トン処理量がふえていますが、平成29年度まで直営で収集を行っていましたが区域の一部を民間に委託した影響で、有限会社イブキアメニティサービス、有限会社ファミリーエムケイ、有限会社かいた環境開発工業が受託しており、それぞれ平成30年度、処理量が増加しております。この民間委託による処理量の増以外はおおむね5年間横ばいの状況となっております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○川上委員

前年度、決算年度はコロナの影響がどのように反映しておるかと思ったんですけど、何か分析していることがありますでしょうか。

○環境対策課長

感染対策の一環としまして、市からマスクや消毒液の配布を行い、市の収集業者にはゴーグルもあわせて配布するとともに、飯塚清掃事業協同組合に対しましては感染対策の徹底をお願いしておりますので、委託業者につきましては今のところコロナの影響はあっておりません。また、サービス基盤を維持するために、先ほど申しました市としてマスクの配布を行うとともに、ごみ、し尿収集の委託許可業者につきましては、コロナウイルスワクチン優先接種の対象とし、早期に接種を行っていただいております。また、業務中はマスク着用はもちろんのこと、使い捨ての手袋やカップの着用などして収集を行う場合もあります。また、飯塚清掃事業協同組合におきましては、従業員が感染した場合のことを想定し、相互に応援できる体制をつくるなどして、収集業務が停滞しないように対応を図っているところでございます。

○川上委員

先ほど紹介のありましたイブキアメニティサービス、ファミリーエムケイ、かいた環境開発工業が直営からの分を委託で受けて、3年たつわけですが、この直営だった業務の分割というか、分担というのは、どのように決まっているのですか。

○環境対策課長

平成30年度に委託した業者につきましては、飯塚清掃事業協同組合から推薦いただいた業者で収集に当たっていただいております。

○川上委員

直営でやっていた業務があるでしょう。これをイブキとエムケイとかいたで分けたというわけでしょう。その分け方はどうなったんですかと聞いたんですけど、今の答弁だと業者の組合がこういうふうに分けますから、そのようにしてくださいと言われたことを、市としてはオーケーしましたというように聞こえたけれど、そうなんですか。

○環境対策課長

それまで直営で収集していた区域を、清掃組合に提案して、そこで対応できる業者を選出していただいたというところでございます。

○委員長

それでは次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第4款、衛生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 16

再 開 10 : 18

委員会を再開いたします。

次に、第5款、労働費から第8款、土木費について、134ページから158ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、138ページ、農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員の現状及び報酬について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員の現状及び報酬について、幾つかお聞きしたいと思います。まず初めに、鳥獣被害対策の実施隊員について、ご説明をお願いいたします。

○農林振興課長

本市が令和2年度に有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し従事いただいております捕獲員の方が45名いらっしゃいますが、その45名のうち嘉穂飯塚猟友会から推薦いただいた15名を市長が鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、捕獲活動に従事いただいております。令和2年度に委嘱いたしました実施隊員の地区別内訳ですが、飯塚地区が3名、穂波地区が3名、筑穂地区が3名、庄内地区が3名、穎田地区が3名の計15名となっております。

○守光委員

猟友会からの推薦をいただいたということでありますけれども、その猟友会からの推薦基準等があればご説明ください。また、捕獲員が45名中15名の委嘱ということでありますし、また残りの30名については、現在委嘱できなかつたと、今答弁で言われましたけれども、その理由等がわかれば、重ねてお願いいたします。

○農林振興課長

鳥獣被害対策実施隊員は、本市からの駆除依頼があつた際に速やかに対応いただく必要があることから、駆除依頼に8割以上対応できること、迅速な対応が可能なこと、時間の融通がつけやすいことを推薦基準として嘉穂飯塚猟友会に依頼し、推薦をいただいております。委嘱できていない30名の方々の理由ですが、推薦いただきました嘉穂飯塚猟友会に確認しましたところ、日中は仕事をされており迅速な対応が困難であること、高齢であること、駆除活動に係る報酬額を理由にした辞退等が理由にあるとのことでした。

○守光委員

それでは、鳥獣被害対策実施隊員の方々に今3つぐらい理由を挙げられましたけれども、駆除活動に係る報酬額を理由にということでありましたけれども、その支払われた報酬について、お尋ねいたします。

○農林振興課長

本市からの要請により実施隊員として活動した実績に対して、日額2千円の報酬及びアナグマ、またはアライグマを捕獲した場合、日額1500円の加算をお支払いし、令和2年度の実績としましては、延べ376日活動いただき、報酬額として91万8500円をお支払いいたしております。

○守光委員

今ちょっと、日額とか金額をお聞きしましたけれども、これが多いのか少ないのかはちょっと判断があれですけれども、今後、鳥獣被害対策実施隊員の活動について、検討されていることがあればお答えください。

○農林振興課長

鳥獣被害の範囲がこれまでの山間部だけでなく、最近では市街地へも拡大しており、鳥獣被害対策実施隊員の方々にかかる負担も増加しております。実施隊員の方々の平均年齢が令和2年4月1日時点で70歳を超えていることから、今後は迅速に対応いただける鳥獣被害対策実施隊員の増員に加え、若い年齢層の実施隊員として確保していくことを検討していきたいと考えております。

○守光委員

もう大変なこの作業だと、鳥獣被害の駆除をやるということは、やはり相手は動物でありますので、やはり駆除するのも大変な作業でありますし、言われましたように、令和2年の4月1日時点では平均年齢が70歳を超えているということで、高齢の中での大変な作業ということで、今後若い層をふやしていきたいということでありますけれども、先ほど言いましたけれども、45名中30名の方がまだその委嘱を受けていないということで、その理由が3つほど挙げられましたけれども、やはり一番はやはり報酬額等が、もうちょっと、その作業に対して見合ったものであるかどうかというのがやはり一番大きいのではないかと私は考えております。今後ともしっかりこれだけ飯塚市は山に囲まれておりますし、いろいろ開発が進めば山からいろいろそういう動物たちも市街地におりてきたりして、被害等もふえてくると思いますので、今後とも積極的にこういう隊員の方への、確保するためにその報酬額も含めて、しっかりと検討していただくことを要望しておきます。

○委員長

次に、138ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業の内容、補助金の対象（件数、種

類、金額) について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、有害鳥獣駆除対策事業について、何点かお聞きしたいと思いますけれども、この有害鳥獣であるイノシシ及び鹿による鳥獣被害を防止するために、本市が従事者証を交付した有害鳥獣駆除を行う有害鳥獣捕獲員を交付対象として、補助金を交付する事業だというふうに思いますけれども、まず本市において、有害鳥獣駆除に従事いただいている捕獲員の人数、できれば地区別も含めてお願いします。

○農林振興課長

本市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、従事いただいている捕獲員の令和2年度の実績人数は45名となっております。地区別で申し上げますと、飯塚地区18名、穂波地区5名、筑穂地区10名、庄内地区8名、潁田地区4名となっております。

○田中武春委員

それでは捕獲員の方々に対して有害鳥獣駆除対策事業費補助金として交付されておりますけれども、少し詳しく説明のほうよろしくをお願いします。

○農林振興課長

まず、毎年4月から10月の駆除期間中に駆除したイノシシ及び鹿の頭数に対して、1頭当たり1万円を上限として、有害鳥獣駆除対策事業費補助金として、駆除報奨金を交付いたしております。あわせて、各有害鳥獣捕獲に対して、狩猟に係る損害保険料の2分の1及び諸経費として、一律5千円を補助させていただいております。

○田中武春委員

保険のほうは大切ですね。2分の1ですね。よろしくをお願いします。次に有害鳥獣駆除対策事業費による補助の実績、それについてお尋ねいたします。

○農林振興課長

令和2年度の捕獲頭数実績は、イノシシが1080頭、鹿が240頭の合計1320頭。駆除報奨金が1203万7080円となっており、1頭当たりの交付単価は上限の1万円を下回り、9119円となっております。補助実績額につきましては、前述の駆除報奨金のほか、損害保険料の2分の1及び諸経費の補助金合計37万1625円を加えた1240万8705円となっております。有害鳥獣の駆除に関しましては、このほかに、アライグマやアナグマも駆除いただいております。令和2年度の捕獲頭数実績としましては、アライグマ163頭、アナグマ66頭となっております。なお、アライグマやアナグマにつきましては、有害鳥獣駆除対策事業費補助金の対象外となっておりますが、鳥獣被害対策実施隊員報酬として活動した実績に対して、日額2千円の報酬及びアライグマやアナグマを捕獲した場合、日額1500円の加算をお支払いしております。

○田中武春委員

結局、報奨金の予算を超えたので、本当は1万円を払わないといけないんだけど、9119円しか払いきらなかったということでもあります。この有害鳥獣による被害については、今、山間部だけではなくて、市街地にも、及んでいる現状があります。有害鳥獣捕獲員の方々の存続なくして、これは対応が大変厳しいと思います。今後とも、積極的に捕獲員の確保に努めていただき、先ほど言いました補助金の交付単位が、1万円を下回ることはないように、補助金の予算の増額に加えて、定額交付について、前向きに内部でも検討していただくようお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に、140ページ、農業施設費、その他の農業施設費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

140ページ、その他の農業施設費についてお尋ねいたします。令和2年3月12日の予算特別委員会で、防災重点ため池ハザードマップ作成の予定箇所は10カ所ということでしたが、今回の決算では23カ所ということになっております。その理由をお示してください。

○農業土木課長

本事業は、補助率100%の国の補助事業でございます。当初、補助決定額が1800万円で行ったので、10カ所1800万円で設計委託を入札いたしました。その結果、落札率が64.7%の1166万円となり、契約金額が補助決定額に満たなかったことから、県の指導により13カ所を追加して申請認定を行ったものでございます。

○吉松委員

落札率が64.7%だったということですが、そもそもこれは予算委員会のときも言ったんですけれども、10カ所を選定したというのが、合併前の5地区を平等にと、各地区から2カ所を選定したということだったんですけれども、これについては、あくまでも行政側の見方であって、災害の危険度という視点がちょっとなかったんじゃないかという指摘はしておきましたけれども、それは別として、当初補助決定額が1800万円だったと。それが決算で1975万円になったということですが、その経緯についてお知らせください。

○農業土木課長

当初、補助決定額の1800万円を175万円増額いたしました件については、補助決定額の範囲内で納めようと考えておりましたが、委託の途中段階で、上流のため池が決壊した場合、その影響を受け、被害の拡大が想定できる親子ため池が判明したことから、最終的に13カ所のため池を追加しております。その結果、補助額の残高634万円に一般財源の175万円を追加し、1975万円となっております。

○吉松委員

175万円の追加と。これについてはもう国の補助金以外の一般財源の持ち出しということになったわけですが、委託の途中段階で判明したという、ため池の中の親子ため池ということですね、親子ため池があったために追加したと。防災のための支出については、必要なものは当然支出するべきでございましょうが、このハザードマップをつくるときに、親子ため池というのは当然セットで考えるべきであろうと思うわけですね。この辺はもっと緻密な計画を立てるべきではなかったかというふうに感じておりますけれども、本市には323カ所のため池が存在いたします。今後のハザードマップの作成についての計画をお尋ねいたします。

○農業土木課長

今後の計画につきましては、県並びに市内部の協議を行い、下流影響度の高いため池を中心に、年次計画にて実施していきたいと考えております。

○吉松委員

今、下流影響度の高いというふうに言われましたけれども、下流影響度というのはどのようなものになっているのでしょうか。

○農業土木課長

影響度の算出方法につきましては、福岡県ため池対策実施方針をもとにため池からの距離を100メートル未満、100メートル以上500メートル未満、500メートル以上と区分けしたものと、家屋や公共施設等の有無並びにため池貯水量と浸水区域の家屋や公共施設等との距離に応じた影響の大きさをを用いて影響度の合計値を算出するものでございます。

○吉松委員

ハザードマップの作成ということになりましたら、こういう基準というものが必要だと思えます。それでは、市民や農業関係者の方々への説明状況はどのようになっていますか。

○農業土木課長

ハザードマップ作成後の市民、農業関係者への説明状況でございますが、作成したハザードマップにつきましては、市ホームページの防災・防犯の項目に掲載をしております。

また、令和2年度分は6月に更新をしております。なお、市民の方々がホームページを確認できないことも考えられることから、今後、自治会並びに農業関係者と周知方法について協議してまいりたいと考えております。

○吉松委員

防災関連の予算というものは、人の命や財産にかかわるものでございますので、この計画というものは「グットジョブ」、しっかりとした、いい仕事をやって、計画を立ててください。お願いします。

○委員長

次に、143ページ、商工業振興費、筑前茜染指導者謝礼金の人数及び金額等について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

筑前茜染指導者謝礼金等についてお尋ねいたします。まず支払いを行った人数と金額について教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

謝礼金の支払い及び金額等につきましては、令和2年10月18日に開催いたしました茜草植付体験におきまして、事前準備の謝礼及び当日の講師謝礼といたしまして、1名、5千円の5名分、合計2万5千円。同年11月18日に開催しました茜染め染物体験におきまして、当日の講師謝礼として1名、5千円の3名分、合計1万5千円。令和3年2月19日に、片島小学校で開催しました茜染め体験の講師謝礼及び事前準備の謝礼といたしまして、1名、5千円の2日分、合計1万円。同月24日に飯塚小学校で開催しました茜染め体験の講師謝礼及び事前準備の謝礼といたしまして、1名、5千円の2日分、合計1万円。また、筑穂山口地区の休耕地で、茜草を植栽しており、その休耕地を管理している謝礼といたしまして、1カ月当たり5900円の5カ月分、11月から3月分となります。合計、2万9500円、総額8万9500円を支出しております。

○田中武春委員

詳しい中身で講師謝礼金が出ているということで理解しました。支出の中で今、課長が答弁したのが小学校での体験学習の講師謝礼金がありますけれども、いつだったか、先月だったか、先日私も新聞で見ました。片島小学校での茜草の植えつけ体験の様子を新聞の掲載を見ました。このような体験学習の広がりや、私は非常に重要だというふうに思っております。市内全域の小中学校等での取り組みとして広げようという考えがあるのか、お聞かせください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

小中学校への体験学習等の実施につきましては、本年8月31日現在で、7校からの実施依頼がありまして、9月3日に開催されました定例校長会におきまして、体験学習の周知を図ったところでございます。また今後は、小中学校だけではなく、市内の高校や大学、地域団体等にも、しっかりと取り組みを紹介しまして、広く事業の展開を図っていくこととしております。

○田中武春委員

ぜひよろしくお尋ねいたします。いい体験で子どもたちも多分興味を持ってやるんじゃないかというふうに、大きく期待をしております。それでは筑穂山口地区での茜染めの植栽をしているとのことでしたけれども、どのように植栽を行っているのか教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

植栽につきましては、筑穂山口地区の休耕地を利用させていただいております。現在その管理を、休耕地の所有者にお願いしておりますが、茜染めに係る必要な茜草の根の量が不足していることや、茜草の根の育成に4年程度かかることなどから、毎年度、新たな休耕地に植栽し

ていく必要があり、休耕地利用の拡大について、検討しているところがございます。また、休耕地の管理を地域の高齢者が行うなど、地域人材の活用等もあわせて検討しまして、地域ぐるみの活動として定着を図っていききたいというふうに考えております。

○田中武春委員

茜草の育成には4年かかるということなので、植栽の土地の確保も大変難しいかと思えますけれども、長期的な目線で取り組んでいただくよう、よろしく申し上げます。この筑前茜染は、皆様御存じのとおり、日の丸を初めて染めたと言える本市が誇る、伝統文化であるというふうに考えております。さまざまな課題もあろうかと思いますが、この事業は、維持可能な開発目標、いわゆるSDGsにも、適合するすばらしい事業であるというふうに私は考えております。ぜひこの取り組みについて、多くの市民の皆様からご理解とご協力をいただけることを、期待しましてこの質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に147ページ観光費、筑豊ハイツ整備事業の経過と事業費の内訳について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

147ページ、商工費観光費の筑豊ハイツ整備事業の経過、事業費の内訳についてお尋ねいたします。追加資料の73ページの説明を求めます。

○商工観光課長

筑豊ハイツ整備事業の経過と事業費の内訳。工事名につきましては、市道筑豊緑地北2号線舗装工事。工事カ所につきましては、飯塚市の地内でございます。工期につきましては、令和2年1月23日から令和2年3月27日といたしました。新型コロナウイルス感染症拡大のため、変更いたしまして、変更工期といたしまして、令和2年1月23日から令和2年4月7日までという形で、工期を変更いたしています。変更理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員等を休ませたことによる人員不足で工事が遅れたためとなっております。契約金額につきましては316万8千円となっております。

○川上委員

相当なお金をかけて筑豊ハイツの再整備をやってきたわけですがけれども、東京オリンピック、事前キャンプ及び新型コロナ対策の宿泊療養施設としても出番のなかったこの施設ですがけれども、片峯市長、何か今感想を述べることはありますか。

○市長

オリンピック・パラリンピック、特にパラリンピックの事前キャンプ地として、盛り上がること、そして共生社会としての意識づけが、市に広がることを期待していましたが、その実現がかなわず大変残念に思っています。ただパラリンピックで、車いすテニスで準優勝なさった上地選手が、事前に車いすテニス協会の強化の方々と、1週間ほどお盆の時期に強化合宿をしてくださっておりました。そのような形でも影で役に立っていたということは、よかったなど思っております。また新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設として、実はいち早く、市内にあるということの市民への利便性を考えて、市の施設ですから飯塚市が準備ありますから、県のほうで、いつでも飯塚市のリトリートを指定してくださいということで、先方のリトリートのほうの許可ももらって、県のほうに手を挙げておりましたが、規模が小さ過ぎるということで、県のほうからは、施設指定がありませんでした。今後、飯塚市の観光の目玉として、またスポーツ・ツーリズムの拠点として、しっかりと大会誘致も含めて活用していきたいと考えております。

○委員長

次に、149ページ、土木総務費、ブロック塀等撤去費補助金の現状、申請数、補助金の増額について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

土木総務費、ブロック塀等撤去費補助金の現状、また、申請数、補助金の増額についてをお聞きしたいと思います。この補助金につきましては、以前、皆様御存じだと思いますけれども、大阪の高槻市で、プールの壁が壊れて少女が亡くなるという痛ましい事故が起こりまして、それを踏まえて国のほうも動きということで、私もそのときに一般質問をさせていただいて、このブロック塀の撤去費用に補助金をぜひともつけていただきたいということをお願いをさせていただいておりました。その後、このブロック塀の開始を本市でもスタートさせていただいたんだと思いますけれども、その開始から現状に関してのことをお答えください。

○建築課長

平成31年1月より、本補助金制度が開始されております。補助対象となるブロック塀等の基準ですが、市内の道路に面し、道路面から高さが1メートル以上のブロック塀等であり、相談、調査相談を受けた箇所に対して、建築課の職員がブロック塀等の調査を行い、診断により安全上支障があると判定した危険ブロック塀に対して、撤去に要した工事費、消費税を含む額の3分の2に相当する金額、1千円未満切捨てで16万円が補助限度額でございます。

○守光委員

それでは、これまでの相談件数と補助金を交付した件数をお答えください。

○建築課長

開始直後の平成31年1月から3月までの相談件数は40件で、交付件数はゼロ件でした。令和元年度は相談件数は102件で、交付件数は31件でした。令和2年度は相談件数78件で、交付件数は19件でした。令和3年度は9月17日現在で、相談件数23件で、交付件数は5件となっております。

○守光委員

ではその補助金制度開始から、現在まで約3年が経過しているようであります。その補助金等のこれまで見直し等は行われたのかお答えください。

○建築課長

当初の補助金は撤去に要した工事費、消費税を含む額の2分の1に相当する金額、1千円未満切捨てで10万9千円が補助限度額でしたが、昨年、国の補助金制度の見直しがあり、令和3年度からは、撤去に要した工事費、消費税を含む額の3分の2に相当する金額、1千円未満切捨てで補助限度額も16万円に増額されました。また、本補助金制度の期限も令和3年3月31日までから令和6年3月31日まで延長されました。ただし、制度の改定に伴い、旧制度では、補助対象であった門柱、フェンス、その他これらに類するもの及び土留めブロック塀部分に関しては補助対象から除かれております。

○守光委員

当初は10万9千円が限度額であったものが国の見直しがあり、令和3年度からは16万円まで、現在は増額されているということでもあります。ただし、その改定に伴ってこれまでは補助対象であった門柱とかフェンス、土留めとかそういった部分が今回は外されたということでもあります。先ほどの答弁でもありましたけれども、最初の年は40件相談件数があってもゼロ件。一番最初に言われましたように、もちろん職員の方が調査を行って、診断されて、それが危険であるということが判断された上で、この補助金がスタートされると思いますけれども、ちょっと気になるのが、これは国のほうにしっかり言っていただきたいんですけれども、今回除外になった部分とかも含めて、やはり危険なものは、やはり危険でありますので、そういった部分も、また今後しっかり国と相談していただいて、できれば本当に危険なものは、やはりしっかりそういった部分に関しては撤去していただいて、その後押しとなる補助金を、しっかり今後とも市としても考えていただきますように要望して、終わります。

○委員長

次に、155ページ、公園費、公園施設長寿命化事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

155ページ、公園費についてお尋ねいたします。令和2年度の公園施設長寿命化事業費は3066万300円という金額になっておりますけれども、この内訳についてお知らせください。

○都市計画課長

公園施設長寿命化事業費の内訳といたしましては、長寿命化計画策定支援料と各所改修工事の2つがあり、長寿命化計画策定支援委託料の2176万1300円は、平成25年度に策定いたしました飯塚市公園施設長寿命化計画の見直しを行うため、現地調査、計画策定の業務を設計コンサルタントに委託した費用となっております。また、各所改修工事の889万9千円につきましては、勝盛公園の休憩施設の改修工事を実施しております。

○吉松委員

令和2年度は公園施設長寿命化事業費の約7割強、2千万円以上が長寿命化計画策定支援委託料と、これが大きな割合を占めているわけですが、令和3年度以降もこの委託料は発生するのでしょうか。

○都市計画課長

令和3年度につきましては、委託料は発生いたしませんがおおよそ5年に1回程度、計画の見直しを実施する際に委託料が発生いたします。

○吉松委員

それでは、令和3年度以降4年間はこの委託料は発生しない見込みだということでしょうか。

○都市計画課長

そのとおりでございます。なお、改修工事につきましては、各年度において実施できるということになります。

○吉松委員

それでは、今年度から4年間はこの2千万円強の委託料は発生しないと。その分、改修費のほうに回せるということだったので、本年度の予算を見たときにも、改修工事に多くの予算が配分されているということが、ここで腑に落ちましたけれども、それならば、飯塚市は共生社会ホストタウンに指定されております。誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しております。令和3年3月に改定されました公共施設等のあり方に関する第3次計画では、公共施設等のユニバーサルデザイン化を進める必要性、また飯塚市移動等円滑化促進方針、何かこれずっと漢字が並びますとわかりにくいんですが、バリアフリーマスタープランという内容でございますが、その方針においても、公園等については、バリアフリーを推進していく必要があると記載をされております。今後の公園の改修工事の際には、障がい者、子ども、そういう方々に誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインということを、しっかり意識していただいて、バリアフリー化の推進、そういう視点を持って、ぜひとも公園の改修には取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

次に、158ページ、住宅建設費、相田団地建替事業の見直しについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

158ページ、住宅費、住宅建設費、相田団地建替事業の見直しについて、お尋ねをします。追加資料の75ページから78ページにかけて資料がございますので、説明を求めます。

○住宅課長

では、追加資料についてご説明をいたします。資料ページは75ページから78ページまで

となります。なお、75ページから77ページまでは、市営相田団地の建替事業に関する建設方針の最終的な決定に至るまでの経過をお示ししております。また、78ページには、その建設方針の検討の過程で検証を行った建設案をお示ししております。

では、資料75ページをお願いいたします。ここからは、年を追って主な事項だけご紹介しながら、建設方針の決定までの経緯をご説明いたします。資料の左端に年月日を明示しておりますので、そちらで追っていただきながらご確認をいただきます。市営相田団地の建替事業については、平成25年から具体的に検討が始まっております。その後、平成26年10月14日から同年11月6日にかけて地元自治会と協議を重ね、都市計画公園である現相田公園に1棟目の居住棟を建設し、2棟目以降は現在の団地敷地内にて順次建設していく。また、廃止となる都市計画公園相田公園については、本事業にて同地区内に再整備を行うという案でご理解をいただいております。このことを受けて、平成29年に福岡県より残地を購入し、令和2年度には事業全体の基本設計を終えております。ここで令和2年7月に一部の住民の方から、相田公園を残していただきたいというふうなご相談があり、一旦、市のほうでは、現相田公園を残すのであればとの建設案のほうを検討したのですが、技術的、工法的には可能であっても、現相田公園に1棟目を建設する案の事業効果のほうが高いというふうに認められたため、市のほうでは令和3年6月に一旦、現在の案で建設していくと、事業を進めていくという方針を決定いたしました。その後、令和3年6月22日に相田公園の存続を希望される方々と、市長のほうで直接お顔合わせをいただいております。改めて、この再検証、事業効果の比較差の再検証を行う旨の約束をいたしました。この結果、これを受け私どものほうで再検証を行ったのですが、実際に現入居者の方々への新しい住環境の提供時期が遅れること。また、新たな経費の負担が出てくること、こういうことを理由に、令和3年7月26日に最終方針として、現在の相田公園に1棟目を建設するという案を決定いたしました。こちらについては公園を残していただきたいというふうにお申し出のあった市民の方、また、自治会のほうにもご連絡を差し上げ、今後はこの方針に基づき事業を進めてまいることとしております。

では、78ページをお願いいたします。先ほど少し触れましたが、こちらのほうでは、検討にあがった建設案をお示ししております。ページの左上部が最終決定いたしました相田公園に1棟目を建設する案でございます。ページの左下部、右上部、右下部へと第1案から第3案まで、こちらは相田公園を残せるのであればというふうな建設案でございます。第1案と第2案についてなんですが、こちらのほうは現住宅敷地内にて建てかえを行うこととなるために、1棟目の建設用地を確保するために、今現在お住まいの方に一旦別の地に移っていただく必要はない。新しい棟が建つと、またお戻りいただくと。本事業の期間内で、2回の引っ越しを強いられることとなります。このことにより、60歳以上の方々が7割を超えますこの現在の相田団地の方々へのご負担を考えた際、よりご負担をおかけすることとなるこの第1案と第2案については、検討の初めのほうで除くこととなっております。また、第3案については、旧県有地に1棟目を建設するという案でございますが、こちらについて、2回の引っ越しをお願いする方はいらっしゃらないのですが、旧県有地、1棟目の建設用地としてあがっています旧県有地の開発行為が必要となります。この開発行為に伴って、前面の接道の拡幅工事、この工事に伴う新たな県有地の買収、用地買収等が必要となるために、入居者の方々への、やはり新しい住環境の提供の時期が遅れると。また、相田公園を残すことで、それにかかる経費の支出はある程度抑えられるのですが、どうしても開発行為等にかかる経費のほうを上回るために、経費のほうがかさんでくるというところを勘案したところで、現在の案、相田公園に1棟目を建設する。2棟目以降は現在の団地の敷地内で建設する。廃止となった都市計画公園については、本事業にて再整備を行うという案を進めていくこととなりました。以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

○川上委員

片峯市長は、7月の通知の後も、地元の方が市長に面会したいという申し出をされておることは承知されていますか。

○都市建設部長

そのことについては、市長についても報告をしておりますけれど、このような結果ですので、都市建設部のほうで対応するというところで、協議しながら進めているところでございます。

○川上委員

決算年度中にボーリングを途中でやめていますけれども、これはどういう理由ですか。

○住宅課長

こちらについては、ボーリング調査、調査に入るという中で、皆さんにお知らせをそれぞれお配りした際に、相田公園の隣接者の方々が、事業についての内容、概要のほうについて過去にお話のほうを伺っていないというふうなお尋ねがありまして、一旦、地元の方々の意見調整に入ったことによるものでございます。

○委員長

川上委員、質問時間がもう5分を切っておりますので、よろしくお願いします。

○川上委員

ということは、予算計上の段階で住民合意は図られていなかったということですか。

○住宅課長

市のほうでは平成26年度にはすでに相田団地自治会へ、本事業についての協議検討をお願いしております。このことについて、その当時、公園の隣接者の方々に市のほうから直接情報提供は行っておりませんが、当時、隣接者の方々は自治体に加入していただいていたということは確認しておりますので、市のほうでは、情報を耳にする機会があったものとの認識でございます。

○川上委員

いや、質問には答えていただけていません。

○住宅課長

地元の合意、地元の合意についてございますが、合意ができていないというご指摘のようでございますが、こちら市の顧問弁護士のほうに確認したところ、事業的には合意を必要とするものではないというふうな見解のほういただいております。

○川上委員

相田団地自治会というのは市の下請機関か何かですか。

○住宅課長

決して下請機関ではございません。

○川上委員

弁護士が住民の同意は必要でないということは、それはすなわち飯塚市長の決断ということになるわけですか。

○住宅課長

合意が必要ないというふうに申し上げましたが、ただし、市のほうでは、地域の中には相田公園を残してもらいたいというご意見もあるという事実を誰かが自治会のほうにお伝えしなければならぬというふうな理由で本年5月20日から同月28日までの間で計4回に分けて、自治会の隣組長以上の方にお集まりいただいて、市が代弁するという形ではございますが、地域の中には相田公園を残してほしいというご意見もありますと、その旨をお伝えした上で、改めてそういった意見が地域の中にあるということを認識いただいた上で、地元の自治会のほうでは、改めて建設案を検討いただいております。

○川上委員

非常に重要な事業に取り組んで年度中着手したのに、途中で挫折したわけですね。繰り返す

ということになっていたんだけど、この責任、重大な失敗の教訓、どこにあるとお考えでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

○住宅課長

先ほど事業が一旦中断したと、中断していることについてということでお尋ねをいただいております。確かに事業は一旦中断しておりますが、事業の失敗ではございません。地元の方々の意見調整が長引いたことについては、住民の方々のご意見をしっかりと伺い、真摯に向き合ってきた結果でございます。

○都市建設部長

先日の本会議の際にも答弁させていただきましたが、市ではいろいろな立場からのご意見を伺い、できる限りの調整を図り、あわせて公共事業の実施主体の立場から、事業効果を検証し、相田公園に1棟目を建設する原案での実施を決定しております。現在の相田公営住宅は建築から50年以上経過しており、老朽化が著しく、早急に建てかえてほしいという声も届いております。市としましては、入居者の皆様が快適に安心した生活が送れるようにするには、早急な建てかえが必要であり、そのためには、1棟目を現在の相田公園に建設し、移転を効率的に行えるローリング方式での建てかえを行っていくことが最良の方法だと考えております。これまで地域の方々に親しんでいただいた相田公園は廃止となりますが、団地の建てかえに伴い設置される新しい公園や集会所などが、地域住民の皆様の交流の場として利用、活用され、地域コミュニティ形成の一助となることを期待しております。

○川上委員

さっきの弁護士が同意は要らないというふうに言ったというのは、市長の立場と同じかと聞いたわけです。

○住宅課長

あくまでも私どもは法的な見解を顧問弁護士にお伺いしたというだけのご報告でございます。

○川上委員

相田団地自治会と何年も合意がないのに、何で話し合ってきたんですか。

○住宅課長

自治会のほうとお話というのは、よりよい住宅をおつくりするためにいろいろな話をお伺いすると、お尋ねしてお伺いすると、ご要望であったり、ご意見、そういうものをお伺いするという過程でございます。

○川上委員

そんな答弁をしたらだめだよ。さっき何と言った。この相田団地隣接の東側の住民の皆さんも、自治会に入っていると思っていましたと言ったじゃないですか。違いますか。そしたら、今の答弁は通用しないでしょう。

○住宅課長

私のほうが平成26年度に自治会のほうにご相談に上がった際には、その当時は自治会にお入りであったと聞いております。

○川上委員

片峯市長が答弁に立たないのは、弁護士の見解、法的に同意が要るとか要らないとか、関係ない話を今しているわけでしょう。それで決算年度繰り越しをする決断は誰がした、どのようにしたんですか。

○住宅課長

この繰り越しについては、昨年10月から県との協議を始め、10月29日付で、工期のほうが年度内で履行できないということで手続のほうをおとりしています。

○川上委員

国との協議の内容をお尋ねします。

○住宅課長

国と直接協議を行った実績はございません。県を窓口としております。県のほうには、地元の方との意見調整にしばらく時間がかかるので、年度内の履行期限を果たすことができませんというふうな形でお伝えしております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

○住宅課長

先ほども申し上げましたが、私どものほうでは地元の方々との意見調整に時間を要するというので、年度内の履行を予定していましたが、ちょっと履行を果たすことができませんという形で、県を通じてお話のほうあげていただいて、繰り越しという形でお手続をさせていただいております。

○川上委員

その国の相手はどこですか。

○住宅課長

申しわけございません。今はちょっとわかりません。

○川上委員

片峯市長、こういう仕事の仕方をしているんだよ。だから、この最高責任は片峯市長なんだから、きちんと住民と向き合って、直接、片峯市長が住民と話すということをやってもらいたいと思います。これで質問を終わります。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑がないようですから、第5款、労働費から第8款、土木費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:29

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

次に、第9款、消防費から第13款、災害復旧費について、159ページから188ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております159ページ、常備消防費、飯塚地区消防組合負担金の適正負担額について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

159ページ、常備消防費、飯塚地区消防組合負担金についてお伺いをいたします。決算額12億7355万6千円でございます。飯塚地区消防組合においては、飯塚市、嘉麻市、桂川町、2市1町の負担金で運営を行っているところでありますが、近年、基金を取り崩すほど運営が厳しい状況と聞いております。この負担金については、当然見直すのが妥当だと考えてお

りますが、それに向けて話し合い等は行われておられるのでしょうか。

○防災安全課長

現在、本市を含め関係市町の消防担当課、財政担当課及び消防組合で定例的に負担金の見直しを含めた協議を行っております。今後につきましても、運営状況を確認し、見直しを含めた協議を進めていきたいと思っております。

○上野委員

飯塚地区消防組合は本市を含めた飯塚地区の災害対応や救助活動を担ってもらっているわけでございます。特に現在コロナ禍に当たっては、住民はもう頼りきっている組合であります。隊員の皆さん方は、生命を賭して、言葉はあれですけど、闘っていただいているわけですよ。その家族の皆さんは、出動された際には、そのご心労はもう多大なるものがあるというふうに思うんです。仕事だからと言われればそれまででしょうが、運営が破綻しないとか、そんな小さな、そんな低いレベルの話ではなくて、待遇面の改善、人員の増強など、根本的な見直しを含めて協議していただき、骨太な年次計画を作成していただきますように強く要望させていただきます。終わります。

○委員長

次に、160ページ、消防施設費、消防自動車購入費に係る購入基準等について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから消防費、消防自動車購入費の1871万1千円についてお尋ねをしたいというふうに思います。消防団にとって、消防ポンプ自動車は最も重要な資機材の一つであるというふうに思いますけれども、消防ポンプ自動車を各分団等に対して実際にどのような程度で配備しているのか、お答えください。

○防災安全課長

消防ポンプ自動車は、火災や災害発生時の出動において必ず必要となるものであります。基本的には分団及び分隊ごとに1台の消防ポンプ自動車を配備しており、現在、消防ポンプ自動車の配備台数は34台となっております。

○田中武春委員

今回の消防自動車購入費は新たに配備するものですか。それとも、既存の消防自動車の買い換え更新になるのでしょうか、お答えください。

○防災安全課長

今回の購入につきましては、既存の消防ポンプ自動車の買い換えになります。

○田中武春委員

それでは消防ポンプ自動車の買い換えに関してお尋ねしたいと思いますが、この消防ポンプ自動車の買い換えについては、何か基準等を持って行っているのでしょうか、お答えください。

○防災安全課長

消防ポンプ自動車の更新につきましては、基本の更新年数を25年とした上で、近隣地域の車両状況や水利状況等を考慮し、更新の時期を設定し、計画的に進めているところでございます。

○田中武春委員

買い換えの基本年数については25年ということですね。では、その他に基準はありませんか。例えば、先日、同僚議員の一般質問にもありましたけれども、現在、全国的に消防団員の減少が問題となっております。今後は、若い世代の入団が必要不可欠でありますし、若い世代の方は今、車の免許を見てもみますと、AT車限定とかいうのが、多くの若い方が少なくありません。このようなことを考えると、今後の消防ポンプ自動車の買い換えについては、ATにしていくべきではないかというふうに考えますけれど、そういった基準は持っているんでしょう

か。

○防災安全課長

委員が言われますように、現在、入団している若い団員の中でも、A T限定の免許であるため、MTのマニュアル車、消防ポンプ自動車は運転できないといった事例が見られます。このようなことから、現在、明確な基準というのはございませんが、買いかえを行っている消防ポンプ自動車につきましては、購入の際の仕様書にA T車と明記し、A T車への切りかえを進めているところでございます。

○田中武春委員

A T車への切りかえによって、若い世代の方の入団も進むと思われまますので、ぜひA T車への切りかえを進めていただきたいと思いますし、また今後は、男性だけじゃなくて女性団員の活躍も期待されるところであります。今後は小型ポンプ自動車の導入も含めて、団員の皆さんがそれぞれ地域の実情に合った使いやすい消防ポンプ自動車の購入を、ぜひ検討していただくよう要望しまして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、160ページ、災害対策費、災害予測について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

160ページ、災害対策費についてお伺いをいたします。国と県と飯塚市が強力に連携をして進めてこられた水害対策事業のおかげもあって、今年は幸いにも大きな被害はなかったようですが、それでも先月の大雨で住居浸水を初め公共施設や民地での土砂崩れ等もあっております。このような被害について、防災の観点から市として把握はできておられるのでしょうか。また、災害の被害状況と今後の災害対策に活かしていただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

○防災安全課長

現在、関係する所管課で調査を行っているところでありますが、全ての把握には至っておりません。市民や自治会長の情報提供を参考にしながら把握に努めたいと思っております。また、被害状況は全庁的に情報共有を行い、災害対応等は全庁的にA A R、振り返りを行っており、今後の災害対応に活かしていきたいと思っております。

○上野委員

本当に細かいところまで、これまで何年もかけて災害対策をしていただいて、大きな災害が本当に回避されていることについては感謝申し上げます。ただ、その対策から取り残されている地域や、また開発等によって新しい課題が表面化してきている地域もございまして、それらをきちんと把握をしていただいて、先もっての対策を実施していただきますようお願い申し上げます。

○委員長

次に、161ページ、災害対策費、河川監視カメラ保守点検の定期点検の現状、雨天時の監視カメラの改善について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

161ページ、災害対策費、河川監視カメラ保守点検の定期点検の現状、また雨天時の監視カメラの改善についてお聞きいたします。災害対策費、監視カメラ保守点検委託料382万6680円についてお聞きしますが、定期点検の現状では、監視カメラ保守点検の委託先、また委託業務内容等をお答えください。

○防災安全課長

委託先につきましては、株式会社N T Tデータ九州となっております。委託業務内容は、河川監視カメラからの映像データ配信、過去の映像データの閲覧サービスの提供、映像配信サービス提供の維持、問い合わせ対応などとなっております。

○守光委員

では、保守点検は年何回ほど行われているのか、お答えください。

○防災安全課長

現在、保守点検については行われていない状況でございます。

○守光委員

今のご答弁だと、保守点検等は現在行われていないとのことではありますが、予算名称は保守点検委託料になっています。その点について何かお答えすることがあれば、お答えください。

○防災安全課長

質問委員が言われますとおり、委託料で予算計上しておりますが、先ほど申しましたとおり、委託業務内容は河川監視カメラの映像データ配信、過去の映像データの閲覧サービスの提供、映像配信サービス提供の維持、問い合わせ対応等になっており、映像配信システムの利用に関するもので委託業務とは異なるものと思っております。

○守光委員

業務内容は監視カメラの保守点検ではなく、映像配信システムサービスの利用ということでありましょか。またそうすると、予算名称等の変更が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長

予算名称につきましては、今年度、12節、委託料から13節、使用料及び賃借料に変更し、名称も河川監視カメラ映像配信システム保守点検等業務委託から河川監視カメラ映像配信システム使用料に変更しております。

○守光委員

では次に、河川の監視カメラは大雨が降り河川が増水したときには、随時、確認することができる重要なものだと私は考えておりますが、基本、監視カメラは屋外に設置されております。清掃等は、現在行っているのか、お答えください。

○防災安全課長

清掃につきましては、昨年度までは行っていない状況でありましたが、今年度にカメラカバーの清掃を行っております。

○守光委員

ことしにカメラカバーの清掃は行ったということではありますが、それで改善はされたのか、お答えください。

○防災安全課長

ことし清掃を行いました、多少改善された点もありますが、不鮮明のままの箇所も現在あるところでございます。

○守光委員

雨天時はなおさらではありますが、晴天時でも本市の河川監視カメラについては、曇って見えにくい状況であります。大雨のとき河川が増水を注意しなければならない状況で、曇っていてもどうにもならないのではないかと思います。以前、何年か前の大雨のときは、たしか確認したらちゃんと見えていたんですけども、今回、大雨が降ったときに、昼間は見えるんですけど、夜になると全然映っていないような状況がありました。今後、見づらさの解消に向け、本市として何か検討等はされているのか、お答えください。

○防災安全課長

現在、ことしの状況もありましたので、河川監視カメラシステムの更新等を検討しているところでございます。

○守光委員

本市の災害は、主に水害が多いと思われま。河川が増水を監視する監視カメラは重要不可

欠ではないかと考えております。ぜひ監視カメラ等の更新を検討されるということでもありますので、早急に行っていただき、大雨が降っても特に夜はなかなか見回りに行くとしても、逆に危険な状況でもありますので、そういったときには鮮明に見えれば、監視カメラというのは大変重要だと、必要だと私は考えております。しっかりと予算要求につなげて、今後、改善を図っていただきますよう要望して質問を終わります。

○委員長

同じく161ページ、災害対策費、監視カメラの現状について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

同じく、監視カメラについて質問させていただきます。もう守光委員も質問されましたので、質疑は割愛しますが、私も監視カメラを大雨の中で見ましたけれど、とても見にくいですね。住民の皆さんも、大きな情報元の一つだと思いますので、今言われた監視カメラのシステム更新、もう内容を抜本的に見直していただくなど、本当に市民の方が見やすいような状況にさせていただきますように、答弁のとおり必ず実行してください。お願いいたします。

○委員長

次に、162ページ、教育総務費、事務局費、いじめ・不登校問題連絡協議会のメンバー、開催頻度、協議内容について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうからは、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会について、少しお尋ねしたいと思いますが、この協議会委員に任命されているメンバーはどのような人たちなのでしょうか。すみません、詳しく教えてください。

○学校教育課長

飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会の規則により、15名の構成員をもって組織しております。構成につきましては、市立小中学校の校長、養護教諭の代表、生徒指導教諭、PTA連合会の代表、主任児童委員、飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の代表者、飯塚警察署職員、法務局職員、学識経験者を1名、あと教育委員会が特に必要と認める4名の方で構成しております。

○田中武春委員

それでは飯塚市いじめ・不登校問題協議会の開催の頻度について教えてください。

○学校教育課長

協議会は年に2回行います。11月と2月に開催しております。

○田中武春委員

開催は11月と2月ということですが、年2回ですね。これは何で11月と2月という年2回なのでしょう。その理由があったらお聞かせください。

○学校教育課長

新年度4月からの児童や生徒のいじめ、不登校の状況とその要因につきまして、半年間、経過を見ておまして、前年度までの傾向と比較しまして、今後の対策について協議いたします。2月は本年度の成果と経過について、結果につきまして協議し、翌年度につなげていくように開催しております。

○田中武春委員

11月に開催する意味は、半年間の4月から6カ月、半年間の経過を見て、前年と比較して、今後の対策を協議しますということですね。2月については本年度の成果と課題について協議をし、翌年につなげていくということで、わかりました。このメンバー、委員の方々への報酬を支払っていると思いますが、その現状についてお答えください。

○学校教育課長

委員の報酬につきましては5900円、出席費用弁償800円でございます、延べ5名の

委員に支給しております。

○田中武春委員

関係者も多いから5名しか対象になりませんということですね。了解しました。協議会の具体的な審議内容について少し教えてください。

○学校教育課長

内容につきましては、飯塚市のいじめ、不登校についての現状、そして及びその対応について、いじめの正確な認知における共通理解及び取り組みや、不登校の未然防止について協議をしております。2月の協議会におきましては、今までの取り組みを継承いたしまして、新規の不登校生を生まないための取り組みについて、家庭支援と関係機関との連携について協議をしております。

○田中武春委員

それでは、最後になりますけれども、飯塚市のいじめ不登校の現状について教えてください。

○学校教育課長

令和2年度のいじめ認知件数は昨年度と比較しまして、小学校は33%減少、中学校は35%減少し、小中学校合わせまして34%の減少となります。過去5年間では、最も少ない数値となっております。要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと考えます。昨年4月、5月の長期の臨時休業により、子どもたちは学校、友達との大切さへの気づきが芽生えてきました。学校側としましては、通常のアンケートに加えまして、コロナ禍にかかわる生活アンケートや教育相談等を行い、気になるできごとに早期発見、早期対応することで、児童生徒間のトラブルも減少したと考えております。不登校につきましては、昨年度と比較すると、小学校では52%増、中学校では14%増加となっており、小中全体では25%の増加となっております。これは、過去5年間で最も多い数字となっております。増加の要因としましては、家庭や学業、友人関係による情緒不安定や怠学。また、新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の生活のリズムの乱れや、コロナ禍に対する不安からの影響が多いのではないかと考えております。

○田中武春委員

今のを見てみますと、いじめの件数は減少しているようにですがけれども、不登校の児童生徒は増加をしておるといことですね。この不登校の主な要因としては、最も多いのが無気力、不安ですがけれども、文部科学省の調べでは40%程度だと言われております。続いて小学校では、親子とのかかわり方、これが17%というふう聞いています。中学校では、いじめを除く友人関係をめぐるとの問題、これが17%というふうになっていました。今後は、このコロナの影響で分散登校とか、オンライン授業の導入をされますけれども、学校に通いにくかった子どもがかかわりやすくなったケースも見られるというふう聞いております。ピンチをチャンスに変えて一人一人の子どもに合わせた学び舎、学校の中の安心できる居場所を、ぜひつくっていただくよう要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に163ページ、事務局費、心身障がい児（生）就学指導委員会の現状及び今後について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

163ページ、事務局費、心身障がい児（生）就学指導委員会の現状及び今後についてをお聞きしたいと思います。初めに心身障がい児（生）就学指導委員会の概要と目的についてお答えください。

○学校教育課長

心身障がい児（生）就学指導委員会は、学校教育法施行例第18条の2に基づきまして、保護者及び就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取のための機関として設置いたしております。

まして、適切な就学先の決定を目指していく、実施していくものでございます。心身障がい児（生）就学指導委員会の目的は、市教育委員会の諮問に応じ、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障していくこととし、対象児童生徒の各種調査及び諸検査の依頼、調査及び調査の結果による判定並びに就学指導、障がい児教育についての啓発並びに関係機関との連携などを行ってまいります。

○守光委員

それでは飯塚市、本市の心身障がい児（生）就学指導委員会の構成メンバーはどのようになっているのかお答えください。

○学校教育課長

委員の構成メンバーは、医師が2名、本市小中学校の校長の代表者が2名、本市立小中学校の特別支援コーディネーター代表が2名、社会福祉施設関係者1名、福岡県立特別支援学校の教職員1名、筑豊教育事務所職員1名、あと教育委員会が必要と認める者の6名の計15名となっております。

○守光委員

では心身障がい児（生）就学指導委員会の報酬はどのようになっているのかお答えください。

○学校教育課長

就学指導委員の報酬につきまして、就学指導委員会に対する報酬は1人当たり5900円の7名いまして、7日分となっております。

○守光委員

では次に、心身障がい児（生）の就学先についてお聞きします。発達障がい児の就学先はどのようなものがあるのかお答えください。

○学校教育課長

障がいにより学習上または生活上の困難を生じる程度に応じて、県立の特別支援学校、各小中学校の特別支援学級、通常学級に就学先を決めております。

○守光委員

就学先の決定はどのように行われるのかお答えください。

○学校教育課長

就学指導委員会におきまして、障がいの状況、状態、該当する児童生徒の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人や保護者の意見、専門家の意見、その他事情を総合的に勘案して、就学先を判断してまいります。適切な就学先の決定、就学指導に関する事項につきまして、保護者に対し十分に情報を共有しつつ、保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行いまして、最終的には教育委員会が就学先を決定していくようになっております。

○守光委員

では、特別支援学校、また特別支援学級に就学するための障がいの種類やまた程度といった基準のようなものはあるのかお答えください。

○学校教育課長

まず、特別支援学校ですが、学校教育法第72条に、特別支援学校の対象となる障がいの種類は視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由または病弱者と規定されております。また、障がいの程度につきましては、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの状況にあることに加えまして、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、保護者や専門家の意見などを総合的に勘案して決定してまいります。次に、特別支援学級ですが、学校教育法第81条と、平成25年度の文部科学省の通知におきまして、「障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援につきまして」という通知に基づきまして、障がいの種類が、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、自

閉症、情緒障がい者と規定されております。また、障がいの程度につきましても、同通知に記載しております。具体的には、医療機関等において実施されました発達検査や、家庭や医療機関、保健センター、保育所、幼稚園、学校等などから情報をもとに、障がいの程度を判断してまいります。

○守光委員

特別支援学級には定員というものはあるのか、お答えください。

○学校教育課長

公立小中学校の特別支援学級は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で8名以内と定められており、1つの障がい区分の学級で9名以上になる場合におきましては、2学級以上となります。

○守光委員

次に、心身障がい児の支援についてお聞きします。発達障がい等、特別支援学級に在籍できない程度の障がい、いわゆるグレーゾーンの児童生徒についての支援は、現在どうなっているのか、お答えください。

○学校教育課長

学習障がいや注意欠陥、多動性障がいの児童生徒は、保護者が希望すれば、飯塚市内小中学校2校、飯塚小学校、高田小学校、中学校では飯塚第一中学校に設置している通級指導教室に通うことができます。また、通常学級において特別な支援が必要な児童生徒は、その人数や支援の状況に応じて各学校に配置している特別支援教育支援員が支援をするようになっております。小中学校におきましても、特別支援学級と通常学級の学級担任間や、教科担任等との連携による支援体制の充実を図っております。特に、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ視点から、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、活動に参加していける実感、達成感を持ちながらも、学級の一員として共に充実した時間を過ごせるように工夫をしております。また、児童生徒の障がいの特性や、一人一人の事情を勘案した合理的配慮が提供された学級経営、また授業づくりを現在進めております。

○守光委員

保護者が発達障がい等で悩んでいる際に、学校以外に相談できる機関はあるのか、お答えください。

○学校教育課長

本市教育委員会では、児童の発達や子育てに関する不安や悩みが多い小学校の保護者、また教職員を対象としまして、具体的な相談ができます児童発達に関する巡回相談・支援事業を実施しております。

○守光委員

今のご答弁で児童の発達に関する巡回相談・支援事業を行っているということでありませけれども、以前ちょっとご相談を受けた件がありまして、先ほど言いましたように、いわゆるグレーゾーンで悩んでいらっしゃるお母さんが学級の担任の先生にご相談したところ、発達障がいの病院に診断を受けてくださいと、たった一言で終わったという、そういうこともお聞きしましたので、やっぱり親御さん、一番は生徒本人の希望というものもありますけれども、親御さんも心配、特に心配されているようなこともありますので、今言われましたこういった学校以外に相談できる機関があることは、しっかり保護者の方にもお伝えしていただいて、保護者またその生徒、本当にしっかりとした、そういう支援体制ができるように、今後しっかり検討していただくことをまたやっていただくことを要望して終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:04

再開 13:10

委員会を再開いたします。

次に、168ページ、172ページ、教育振興費、就学援助の実施状況（小・中別に）について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

168、172ページ、教育振興費、就学援助の実施状況について、お尋ねをいたします。追加資料がありますので、83ページのご紹介ください。

○教育総務課長

教育援助の実施状況につきまして、提出資料に基づきご説明いたします。資料は83ページになります。資料につきましては、直近3カ年を小・中学校別に作成しております。左の表につきましては、就学援助の区分と年度ごとの金額、人数を小・中学校別に表記しております。また、右の表の上段は、5月1日現在の児童生徒数、その下段の表は、援助率及び就学援助の受給者数を小学校別にとりまとめたものでございます。まず、小学校の実施状況から申し上げます。右の表の下段をごらんください。令和2年度の受給者は1691人、児童全体の24.9%であります。援助率は微増であります。年々増加傾向にあります。

次に、中学校を申し上げます。令和2年度の受給者は861人、援助率は生徒全体の27.8%であります。令和元年度は補助率27.4%でありましたので、前年度より0.4%ほど増加しております。小中学校の全体としましては、令和2年度は援助率25.8%となっており、児童生徒数につきましては、3カ年で若干の増減はございますけれども、援助率及び受給者につきましては、増加の傾向となっております。援助率微増の要因につきましては、その一つの要因といたしまして、これまでの周知のほか、新たにSNSに掲載し周知を図ったことにより、若い世代の保護者にも制度が認知され活用が図られたものではないかと考えております。

○川上委員

今のお話は、就学困難な状態というのはずっとあったんだけど、知られていなかったので申請も少なかったと。困難な状況というのは変わらないという認識ですか。

○教育総務課長

困難な状況につきましては、近年でいえばコロナの影響等で経済的に困難さを極めたところもあるかとございます。また、就学援助の制度につきましては、市報、ホームページ、SNSへの掲載し制度の周知を図っております。新1年生になる生徒につきましては、就学時の検診時の案内を封筒に、制度の説明のチラシを同封しております。また申請書につきましては、常時、飯塚市教育委員会及び各小中学校に準備しておりますが、さらに制度周知を行うため、今年度につきましては、2月に小学校新1年生に向けて、幼稚園、保育園、こども園にチラシを掲載していただくような取り組みも新たに検討しております。

○川上委員

認定基準はどのようにしていますか。

○教育総務課長

認定基準につきましては、保護者が属する世帯の所得額が申請年度の生活保護法の基準をもとに、合計額に1.5を乗じて得た額未満といたしております。

○川上委員

1.5というのは何に書いてあるんですか。

○教育総務課長

飯塚市児童生徒就学援助における要保護者に準ずる程度に困窮している方に対しましては、保護者が属する世帯の所得額が生活保護基準の1.5倍未満と規定しております。そのことについては、飯塚市児童生徒就学援助規則に基づき、基準としております。

○川上委員

その1.5というのは飯塚市の独自判断ですか、何か法律に書いてあるんですか。

○教育総務課長

この1.5の基準につきましては、国等々におきましても、認定の基準の中ではさまざまにあります。その中で、文部科学省が実施しました就学援助実施状況調査というものがございませぬ。ホームページにも公表されておりますのでご案内いたします。主な認定基準ということで、本市と同じく生活保護の基準額に一定の係数を掛けるとしている自治体につきましては、該当市町村の7割以上あるということで、そのようなことから認定基準については、1.5の基準というのはさまざま自治体でもございますけれども、飯塚市におきましては、1.5という基準を採用させていただいております。

○川上委員

1.5を超えて、現実に就学に困難を来している場合の適用事例がありますか。

○教育総務課長

対象が当初の申請で否判定となって、就学援助の認定から漏れてしまった世帯につきましては、所得に関する関係書類を提出いただきまして、再認定審査を行った事例につきましては、令和元年度は5件、令和2年度は9件について、家計急変世帯への対応として、現状の所得判定にて認定を行っております。

○川上委員

そういうことができるということを含めて周知をするようになっていきますか。

○教育総務課長

今、ご指摘の部分につきましては、再度、案内等のチラシの中で検討させていただきまして、年度途中であっても申請においては随時の受け付けを行うこと等につきまして、今後の周知制度のお知らせについては、徹底を図っていきたく思います。

○川上委員

ですから、その中で必ずしも1.5で、ようかんを切るように、大根を切るように、切るんじゃないんだと。現に就学に困難を来している、現にというところがカギだということをそういう意味では生活保護とはまた違いますけれども、安心して、気軽にといいわけにはいきませんが、ハードルを低くして申請をしてくださいということ、きちんとホームページでも言う必要があると思いますので、それは要望しておきたいとします。

○委員長

次に、169ページ、小学校費、教育振興費、本物・未来志向の人材育成事業の内容、開催回数、謝礼金の金額について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから本物・未来志向の人材育成事業について、何点かご質問したいと思いますが、この事業の目的について、まず教えてください。

○学校教育課長

教育、文化、スポーツとさまざまな分野におきまして、その第一線で携わっている方を招聘しまして、スポーツ体験、また文化的体験、プロの生き方についての講話を聞くなどの活動を通しまして、夢や希望を持って将来へ展望を抱く子どもたちの育成を目的としております。

○田中武春委員

わかりました。この活動はいつから始めたのでしょうか、教えてください。

○学校教育課長

平成29年度から始めております。

○田中武春委員

ちょうど4年目ということでもいいのかなと思いますが、それではこの人材育成事業では具体的にどのような活動を行っているのか、教えてください。

○学校教育課長

平成29年度から令和元年度まで、宮原多鶴子ソプラノ歌手による平和コンサートと国際貢献体験講話、ギラヴァンツ北九州によるサッカー教室と講話、安達阿記子パラリンピアンによるゴールボールの実技指導と講話を実施してきております。また、平成30年と令和元年度にはヤングアメリカンによるダンス・ワークショップを実施しております。昨年度の令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サッカー教室のみであり、ギラヴァンツ北九州によるサッカー教室と講話を全小中学校で開催いたしました。本来計画しておりましたパラリンピアン選手による講話、平和コンサートは中止としております。

○田中武春委員

結構、プロの球団なり選手を招いて、いろいろやっていると思いますが、ことしはコロナの関係で結構できなくて、ギラヴァンツ北九州のサッカー教室を開催したことで理解しました。この元気キッズプロジェクトに係る金額がわかったら教えてください。

○学校教育課長

元気キッズプロジェクトですが、1校5万円、全小中学校19校で95万円となっております。

○田中武春委員

コロナ禍によりさまざまな人材育成事業は、緊急事態宣言でことしも縮減されるとは思いますが、これは本物志向、未来志向の取り組みの成果は、すぐ出てくるものではないというふうに思います。未来への投資ということと私は考えております。飯塚市としてもすばらしい事業だと思っていますので、飯塚市の子どもたちのために、さらなる取り組みの強化をお願いし、質問を終わります。

○委員長

次に、172ページ、教育振興費、教育ICTネットワーク等の成果と今後の展望について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

172ページ、教育振興費についてお伺いいたします。かなりの費用、これまでもかなりの費用を支出してきておりますが、飯塚市内小中学校の学力が現在どのようになっているのか、教えてください。

○学校教育課長

今年5月27日に実施いたしました、全国学力学習状況調査の結果で申しますと、全国平均を100といたしまして、飯塚市の小学校では、国語は106.6、算数は105.6で、どちらも全国平均を上回っております。また、前回の令和元年度と比較しますと、国語が4.4ポイント、算数が5.6ポイント上昇となっております。

次に、中学校では、国語が97.8、数学は98.9で、どちらもほぼ全国平均と同様の成績を収めており、前回の令和元年度と比較しましても、国語が0.5ポイント、数学が2.2ポイントの上昇となっております。よって、本年度5月に実施されました、全国学力学習状況調査は、過去の中でも高い数字となっております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試験も中止されて、4月9日から5月中旬まで臨時休業、5月中旬からの分散登校などで、学校がスタートしましたが、休業中は学習教材の配布による反転学習により、学びを止めることなく学習を進めることができました。6月からの学校再開からは、学びの保障に向けて、基礎・基本の徹底を図るとともに、感染症対策を行いながらの通常授業を進めていくことができました。このように、本市では、教育にかかわる予算、また小中学校の先生方の頑張りが、今回の結果を出すことができたと考えているところです。

○上野委員

課長、さらりと申されましたけれど、学力は過去最高水準になっているということですね。

昨年から今年にかけてコロナ禍の中において、先生方は本当に子どもたちのために大変頑張っていたと思います。本当にありがとうございます。ご尽力に感謝申し上げます。172ページの学力向上推進事業費のICT活用推進事業委託料。これは学校における効果的なICTの活用支援のために、ICT研究指導員3人を配置することを民間委託したものだと思いますが、その研究指導員の皆さん、学校でどのような支援を行っていただいているのでしょうか。

○学校教育課長

ICT研究指導員は、教材作成等の授業支援や校務支援、機器のメンテナンスや、障害トラブルの対応など、環境整備を行っていただいております。また、ICTの効果的な活用方法に関する校内研修の実施や、企画などの支援も行っていただいております。

○上野委員

推進事業の成果はどのようなものがありますか。

○学校教育課長

本事業は、教育の情報化を推進しまして、教諭のICTの知識と理解を深め、ICTを活用した授業力の向上を図ることを目的としておりますので、本年度から児童生徒の1人1台端末の活用が始まっておりますが、ICT研究指導員の支援や、校内研修等により、ICT機器操作の習得や、さまざまなツールを効果的に活用する教員がふえてきたと認識しております。各学校では、児童生徒に対しまして、タブレット端末の操作指導を行っておりますので、児童生徒がタブレット端末を家に持ち帰った際、学校と家庭とでGoogleミートとかスライドを使いまして、コミュニケーションがとれるようになってきたことが成果として挙げられます。

○上野委員

8月20日に福岡県にも緊急事態宣言が発出されまして、飯塚市でも夏休み中に感染者が増加をしておりました。9月に入り学校が再開したら、ちょうど、3週間ぐらいになるのでしょうか、また、ふえるのではないかと懸念がございます。テレビや新聞のニュース等で、オンライン事業のことをよく耳にしますが、本市の小中学校においても、オンライン授業や分散登校、時差登校などに踏み切るといったような考えはございますでしょうか。

○学校教育課長

今回の緊急事態宣言の影響で、9月2日から10日までは、午前中授業で給食実施の短縮授業を行いました。午後からは、家庭学習の時間にタブレット端末を活用したオンライン学習を試みてきました。緊急事態宣言中の登校に関しましては、昨年は、分散登校を行いました。分散登校や、時差登校は密を避けることができますが、登校時の児童数を減らしますので防犯の意味でも悪影響を及ぼすのではないかと考えます。また、小さな児童を持つ家庭や兄弟のいる家庭におきましては、減収や出勤ができなくなるといったデメリットもございますので、児童生徒が朝から全員登校でき、安心して学校で学べるような対応を今後も進めていきたいと考えております。

○上野委員

コロナなどが不安だという理由でやむを得ず学校に登校することができない児童生徒に対して、家庭からオンラインで授業を受けることはできないのでしょうか。

○学校教育課長

やむを得ず学校に登校できない児童生徒につきましては、タブレット端末を持ち帰りまして、オンラインによる健康チェックや、タブレット端末に学習課題を配信したり、また、ビデオ会議アプリを活用した学習指導を行ったりと、ICTを活用することにより、学びを止めないよう、そして児童生徒とコミュニケーションを絶やさないよう、各小中学校で取り組んでおるところでございます。

なお、オンライン授業につきましては、メリットもありますが、さまざまな課題もあると考

えております。まず例えば、授業時間は、小学校で45分になりますが、児童の集中力が続くのか。また、家庭で授業が受けられるとなれば、学校に行かなくてもいいと考える児童生徒が出てくるのではないかと考える生徒がいますので、家庭に引きこもりがちな、期間が長期にわたらないように、子どもの状況を踏まえつつ調整していかなくてはなりません。また、長時間タブレットを見ることで、健康面での影響も心配されます。そのため、本市では、共同的な学びの場としての学校での学習と、個別最適な学びの場としてのICTを活用した学習のバランスをとりながら、効果的なICTの活用を推進していきたいと考えているところでございます。

○上野委員

コロナ禍やウィズコロナでの教育現場においては、更にICTを活用する場面が広がってきます。当然これらのソフトウェアについても、日々開発が目覚ましく進んでおりますので、常に情報収集に努めていただいて、子どもたちにとって最善と思われる方策については積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

○委員長

次に、176ページ、社会教育総務費、学習ボランティア等謝礼金の現状と今後について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

176ページ、社会教育総務費、学習ボランティア等謝礼金についてお伺いいたします。この実績、どのようになっておられるのかお尋ねします。

○生涯学習課長

実績につきましては、令和2年度の学習ボランティア登録者数が1720人、派遣者数1727人、派遣対象となった人数が3万3374人という実績となっております。

○上野委員

3年度分くらいご紹介していただきまして、特にどのような活動をされておられるのかもご紹介していただければよろしいですか。

○生涯学習課長

先ほど令和2年度をご説明申し上げました。令和元年度の派遣者数が2253人、派遣対象者人数が5万723人の実績でございます。ボランティア登録者数は1681人となっております。平成30年度の派遣者数になりますと派遣者数が2008人。派遣対象者人数は4万8248人の実績でございます。このときのボランティア登録者数は1616人というふうになっております。学習ボランティア等謝礼金の事業内容につきましては、生涯学習ボランティアネットワーク事業におけます予算執行でございます。社会教育や生涯学習の分野で学習指導や支援ができる市民の方々に登録いただきまして、実際に小中学校や児童クラブ、保育所等の要請に応じまして、適切な指導者人材を派遣する事業でございます。市民への学習機会の提供や学習指導を支援するとともに地域コミュニティの活性化を促し、住民による住民のためのボランティア活動を推進しているところでございます。

○上野委員

決算額259万500円の内訳どのようになっているのかお尋ねいたします。

○生涯学習課長

学習ボランティアに対しましては、1回当たり1500円の謝礼金をお支払いさせていただいております。令和2年度は派遣者数1727人に延べ回数977回を乗じた259万500円が決算額となっております。

○上野委員

派遣先とその回数もご紹介していただければいいですか。

○生涯学習課長

派遣先につきましては、市内小学校・中学校、それから交流センター中央公民館、そして保

育所等に派遣をさせていただいております。

○上野委員

具体的には、小学校に451回、中学校に223回、保育所、児童クラブに250回、その他交流センター等で53回ほど派遣をしていただいているようです。この事業での効果、成果、それから現状の課題点や問題点、今後の運用についてどのようにお考えなのか、お示してください。

○生涯学習課長

まず成果といたしまして、この事業は学校教育・社会教育との連携により地域住民にボランティアとしての活動の場を広げ、生きがいづくりに寄与しております。また事業を通して社会教育並びに学校教育の各分野における教育水準の向上、生涯学習の推進に貢献していると考えております。現状におきましては、緊急事態宣言措置期間中の社会教育事業を中止していることから、学習ボランティア派遣事業も中止をしているところでございます。今後の運営につきましては、事業再開後、コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、これまでも学習ボランティア派遣の機会が少ない場所でもございます、私立保育所などが少ない状況でございますが、活動期間の拡大に向けたPRなどは今後も引き続き行っていく必要があるかというふうを考えているところでございます。

○上野委員

このボランティア事業には1千人以上の登録者がおられるわけです。登録されている方々のやりがい生きがいへとつながっているのではないかとも思っておりますし、またこのようなボランティアの皆さんとかかわることで、社会教育、学習生涯教育で培った知識や能力が今後の学習要求などに役立つことは、すぐれた教育環境を地域と一緒に上げていくことになろうと思います。現状の課題や問題点も解決していただきながら、この事業の充実拡充を希望して質疑を終わります。

○委員長

次に、178ページ、図書館費、図書館図書費に係るコロナとの関係について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

178ページ、図書館費についてお伺いいたします。令和2年度の図書資料購入に係る冊数など実績と、令和2年度の購入内容の特徴がどのようになっているのか、あわせてお知らせください。

○生涯学習課長

まず令和2年度の図書館図書費における図書購入実績でございますが、書籍が1万7453冊、内訳が一般書1万1050冊、1901万712円。児童書が6403冊、1023万1369円。これにCD86枚とDVD81枚が118万3984円で合計1万7620点、3249万8974円となっております。購入の特徴でございますが、小学生が図書資料等を活用し興味あることについて研究成果として報告書を作成する図書館を使った調べる学習コンクールを、対象校を令和元年度に市内全小学校に拡大したことから、令和2年度は、この学習活動の推進活動の推進のため調べる学習に適切な書籍を多く購入いたしております。

○上野委員

この図書資料購入に当たって、コロナ禍の影響があったのかどうか。いかがでしょうか。

○生涯学習課長

令和2年度の購入については、従来どおりの選書、購入を行っております、影響はございませんでした。

○上野委員

コロナの影響で、図書館サービスの提供に影響が生じる事例もありまして、他の自治体では、来館しなくても本の利用が可能な電子図書館の導入を進めているところもあるようですが、県内または近隣の自治体の図書館の電子図書館の導入状況はどのようなものなのか、教えてください。

○生涯学習課長

令和3年7月時点で、県内では13自治体が導入しております。直近では福岡県立図書館、福岡市総合図書館、近隣では桂川町が導入しております。

○上野委員

電子図書館で提供する図書資料は紙の本よりも高額であったのではないかと認識をしておりますが、その点はいかがでしょうか。また、電子図書を導入した自治体は、紙の本の購入費を減額しておるのでしょうか。

○生涯学習課長

1点目の質問委員の紙の本より高額ではないかというご質問ですが、まず質問委員のおっしゃるとおりでございます。電子図書は紙の本と比較いたしますと概ね2倍から3倍の価格となっております。また、一部の電子図書では、コンテンツでは、貸し出し回数の制限が設定されているものもございます。2つ目のご質問では、紙の本の購入費を減額している自治体はあるかというご質問かと思えます。先行自治体の例によりますと、北九州市や糸島市では紙の本を購入する費用の一部を電子図書の購入費に移行を検討されているようでございます。一方で、田川市、春日市、桂川町、行橋市などでは紙の本の購入費用はそのまま、別途電子図書の購入費を計上、または検討されているようでございます。いずれの自治体もまだ試行的に運用されており、大きな金額とはしていないようでございます。

○上野委員

他の同僚議員の一般質問でもありましたけれども、本市は電子図書館の導入についてどのように考えておられるのか、教えてください。

○生涯学習課長

本年3月議会の一般質問でお答えした内容と同じになりますが、電子図書館はコロナ禍における新たな読書サービスの一つとしての価値があるということは認識しております。導入におけるメリット・デメリット、また、導入・保守管理に要する費用等を含め、先行自治体の事例について情報収集及び調査研究を継続している状況でございます。

○上野委員

コロナ禍におきまして、電子図書館の導入については、図書館へ直接行くことができない状況となった場合などでは非常に有効なサービスと私も考えます。しかしながら、紙の本の温かみと本を手にとって読むという感覚は心も穏やかになりますし、年齢に関係なく、特に子どもたちにとっては、手にとって読む、これは重要なことだと思います。また、図書資料は、世代を超えて共有できる市の財産でもあり、これからも大切にしていきたいと思います。そのような感じしております。先ほどの答弁で、電子図書館導入については、そのメリットも理解をしておりますし、決して反対するものではありませんけれども、もし導入していただくとしても、紙の本を購入する予算については減額せず、維持していただくように要望を申し上げて、この質疑を終わります。

○委員長

次に、179ページ、文化財保護費、文化財保存活用事業の観光ルート策定委託料と連携した広報について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

179ページ、文化財保護費、文化財保存活用事業についてご質問させていただきます。文化財電子データ整備委託についてお尋ねいたしますが、デジタルミュージアムで整備されてい

るコンテンツの周知はどのように図っておられますか。

○文化課長

令和元年度よりデジタルミュージアム整備事業として、本市の文化財のデジタル情報化により、パソコンやスマートフォンで使用可能なウェブ上の仮想空間において文化財の効果的公開に取り組んでおります。令和元年度は遺跡情報システム、令和2年度は旧伊藤伝右衛門邸の3Dパノラマビューを構築し、公開しております。また、今年度は、明治後期から昭和30年代ごろの写真のほか、石炭関係年表や炭鉱の開設などをもとに、「炭都の記憶」と称しまして、データベースを作成しまして、今年度中に公開する予定としております。この周知につきましては、報道機関を対象とした記者発表や一般向けの公開発表会を開催したほか、ポスターを制作いたしまして、博物館、炭鉱関係施設などへ掲示の依頼をしております。コンテンツの公開にあわせ、歴史資料館において関連展示も行っております。また、広報いづか、市ホームページへの掲載、市内小中学校へのお知らせのほか、市公式SNSでの周知、ネットニュースへの記事掲載依頼を行い掲載されるなど、インターネットを媒体とした情報発信にも取り組んでいるところでございます。市内外を含めまして、今後も広く周知に努めたいと考えております。

○上野委員

文化的、歴史的に価値があるもの、観光資源など、飯塚市にはまだまだ魅力的なものがたくさんあると思いますが、残念ながらこの魅力を十分に伝えられていないのではないかと感じております。例えば、観光ルート策定事業の中に、このデジタルミュージアム事業のコンテンツを取り入れるなど、各課でそれぞれ取り組まれている事業と連動させてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○文化課長

このデジタルミュージアム整備事業におきまして、本市の文化財や遺跡情報などの情報発信をしておりますが、観光ルート策定事業と連携を行い、コンテンツの強化を図ることで、さらなる誘致につながることも期待しております。文化財だけではなく、観光と連携するなど、他部署との情報共有を図りながら、今後事業の連携を検討していきたいと考えております。

○上野委員

せっかく飯塚に来ていただいても、旧伊藤伝右衛門邸を見た後は、どこに行こうかというような話も多く聞いております。せっかく観光ルートをつくっていただいているのであれば、デジタルミュージアムの各コンテンツにストーリー性を持たせ、観光ルートに落とし込むことで、このようなルートで回ったらおもしろそうだななどと期待させるようなものが生まれてくるのではないかと考えます。また、デジタルミュージアム事業と観光ルート策定事業だけにとどまらず、各課でこういった事業に取り組まれておられるかと思いますが、それぞれの事業が連携できていないのであれば、一つのプロジェクトとして統一感を持って取り組むことも必要ではないかと思えます。このように完成したコンテンツを、ふるさと納税のように、飯塚市にご縁のある方々にダイレクトに紹介することもできるわけです。文化課としては、まずは整備しておられるデジタルミュージアムを多くの方に使っていただき、飯塚に来ていただくためにも、他の自治体や海外での成功事例なども調査検討していただき、利用者のニーズに耳を傾けながら検証を行っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長

次に、184ページ、保健体育施設整備費、体育館建設事業の総括について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

体育館建設事業の総括について、追加資料の84ページ、出していただいておりますので説明をお願いします。

○健幸都市推進課長

新体育館建設につきまして、資料の84ページになります。説明させていただきます。新体育館建設事業につきましては、平成29年度に飯塚市新体育館建設基本計画を策定し、平成30年度から事業に着手いたしました。平成30年度に、測量、地盤調査、土壌調査等を行い、平成30年度、令和元年度の2カ年をかけ基本設計、実施設計を行っております。また、令和元年度は既存の観覧スタンド及び隣接のトイレの解体工事、建設予定地の造成工事を行っております。令和2年度につきましては、建設工事、電気設備、空調設備、給排水衛生設備の工事契約及び工事管理の委託契約を行い、事業を進めてまいりましたが、フミン酸の影響で工事を一旦中止することになっております。その後、くい是正工事に伴い、継続費の総額を43億8944万5千円から6億9846万5千円を増額し、50億8791万円に増額補正し、期間を1年延長し、令和4年度までといたしております。変更契約後の契約額といたしましては、建設工事で34億8370万4400円。電気設備で4億8763万円。空調設備で4億5622万6100円。給排水衛生設備で2億3573万3300円。工事管理で6659万7300円となりまして、令和2年度の決算額といたしましては、前金払いといたしまして、建設工事11億3828万円。電気設備1億9285万9千円。給排水衛生設備で9300万円を支払いし、工事管理で1551万円を支払っております。また、くい是正に係る調査設計委託料として5720万円を支出しております。今後のスケジュールといたしましては、令和4年度末の竣工を予定しており、令和5年度の早期に開館を予定しているところでございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑がないようですから、第9款、消防費から第13款、災害復旧費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:54

再 開 14:03

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款、市税、54ページから第23款、市債、82ページまでの質疑を一括して許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております57ページ、総務費負担金、ふくおか県央環境広域施設組合負担金の使途などについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

57ページ、ふくおか県央環境広域施設組合負担金の使途などについて、追加資料57ページのご説明をお願いします。

○人事課長

ふくおか県央環境広域施設組合負担金につきましてご説明申し上げます。地方自治法第252条第17項の規定に基づきまして、ふくおか県央環境広域施設組合と派遣職員の取り扱いに関する協定を締結いたしまして、12名の職員を派遣いたしております。その負担金の内訳でございますが、主に人件費でございます。資料でございますとおり給料が5436万2400円、手当等につきまして3024万6135円、共済費につきまして1779万7918円、負担金補助及び交付金、これは派遣している職員の公務災害補償負担金でございますが35万3659円、総額で1億276万112円となっております。この派遣職員の業務でございますが、右側の備考の欄に記載をさせていただいております。課長職1名、課長補佐職1名を、12名のうち2名を派遣しておりますが、その職員につきましては、この施設組

合の再編建設準備室における事務局といたしまして、環境施設等再編及び新施設の建設に関する業務を行っております。また、そのほかの事務といたしまして、清掃工場とリサイクルプラザの施設管理運営等に関する業務、また、環境センターと火葬場の施設管理運営等に関する業務、また、し尿処理施設の管理運営等に関する業務、またリサイクルプラザの運転管理等に関する業務を担っているところでございます。

○環境対策課長

派遣している人数の根拠等の詳細は、私のほうから説明させていただきます。ふくおか県央環境広域施設組合の設立に際しましては、平成29年4月1日に環境施設等広域化に関する任意協議会が設置され、基本的事項の合意に向けたさまざまな項目の協議が行われております。その中で、飯塚市と嘉麻市が所有し運営管理しておりました各直営施設の取り扱いについての協議が行われ、建物、土地、備品は無償貸与とし、運営に必要な職員は飯塚市、嘉麻市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には見直しを検討することとして合意に至りましたことから、該当施設の運営に必要な職員数を派遣しているところでございます。また、事務局に派遣しております事務職の2名は、環境施設等の再編及び施設の建設整備の推進において、当該組合内にその担当部署が設置されたことに伴い、同組合との協議により必要な職員数を派遣しているところでございます。

○委員長

次に、58ページ、民生費負担金、保育料の他都市比較及び滞納状況について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

58ページ、民生費負担金、保育料の他都市比較及び滞納状況について、58ページに追加資料がありますので、説明をお願いします。

○子育て支援課長

保育料の他都市比較表では、福岡県の政令市を含む29市について、市町村民税所得割額が19万8千円の1歳児、第1子、標準時間の場合の保育料を記載しております。飯塚市は、直方市と同額で、4万8800円となっており、県内では14番目に低い保育料となっております。福岡県内の市では、田川市のみが全年齢を対象に保育料の無償化を行っております。16ページ、保育所運営費負担金につきましては、公立保育所、私立保育所、広域入所、公立保育所給食費の令和2年度の調定額、収入済額、不納欠損額、還付未済額、そして翌年度の滞納額となります繰越額を記載しております。現年度、過年度合わせた徴収率は97.25%となっております。17ページ、入園児童階層分布につきましては、令和3年3月31日現在の入所児童数の各階層ごとの割合を示したものでございます。市民税所得割額9万7千円以上に当たる5の1階層から、23万5千円未満の6の1階層までの割合が高いことが見てとれます。

○委員長

次に、60ページ、土木使用料、市営住宅使用料（滞納繰越分）及び市営住宅駐車場使用料（滞納繰越分）の内訳、金額等について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、土木使用料の市営住宅の関係で、何点か質問したいと思いますが、市営住宅使用料（滞納繰越分）及び市営住宅駐車場使用料（滞納繰越分）についてお尋ねいたします。この滞納繰越分について滞納分を納付した実際の世帯数はそれぞれ何世帯か、お答えください。

○住宅課長

市営住宅使用料収入の滞納繰越分2327万6566円につきましては377世帯、市営住宅駐車場使用料収入の滞納繰越分43万7490円につきましては41世帯からの納付となっております。

○田中武春委員

今、お答えいただいた世帯については、全ての世帯が現在も市営住宅のほうにお住まいなのか、お答えください。

○住宅課長

先ほどの世帯の中には既に市営住宅を退去されたり、駐車場の契約を解約されている方もいらっしゃいます。

○田中武春委員

それでは、現在も市営住宅に居住しておられる方の中で、住宅使用料を滞納している人数はわかりますか、教えてください。

○住宅課長

令和2年度末となる令和3年3月末時点で、その前の年、前年度分までの使用料を一部でも滞納している入居世帯は259世帯となっております。

○田中武春委員

一部でも滞納している入居世帯、259世帯ということですが、この滞納者は市営住宅入居者の約何%を占めるのでしょうか。

○住宅課長

同時期の全入居世帯数は3097世帯であり、滞納世帯は全体の約8.4%となります。

○田中武春委員

8.4%ですね。多いのか少ないのかちょっとわかりませんが、それでは現在の入居世帯の中から、新たな滞納を生まないような取り組みについて少し伺いますけれども、所管課では、これまできちんと納付していた世帯の納付が遅れがちになった場合、どのような対応をとっているのか、教えてください。

○住宅課長

未納がある住宅契約者に対しては、各納期後に督促状を出しております。また、1カ月から3カ月の滞納がある方には催告書にて通知し、4カ月分以上の滞納となった場合は、最終催告書を発送し期限まで納付、またはこちら住宅課までのご連絡を催告しております。また現状、随時、電話、文書による来庁指示を行い、入居者の方々の生活を一定補償した上での分納協議等を行い、滞納解消に努めております。なお、最終催告の呼び出し等に応じず滞納額が高額となったり、滞納期間が長期になっているにもかかわらず、協議の席にすらついていただけない滞納者の方々については、公平、公正な住宅制度運営の観点から、厳正に法的措置を行っております。

○田中武春委員

次は、昨今のコロナ感染症の影響で職を失ったり、大幅に収入が減少した世帯も少なくないというふうに思います。こうした世帯では、これまでどおり使用料等を負担することが困難となりまして、滞納が始まる場合もあろうかというふうに思います。特に住宅使用料については、ほんの数カ月の遅れで、返済に大きな負担となることも予想されます。こうした方々の生活状況に配慮した負担軽減などは行われているのでしょうか、教えてください。

○住宅課長

昨年4月より新型コロナウイルス感染症の影響により解雇されたり、収入が大幅に減少した世帯に対しては、申請により収入の再認定による住宅使用料の更正や減免の措置を行っております。なお今年度につきましては、申請が遅れたとしても、申請世帯が減免の対象となったことが提出書類にて認められた月に翻って減免を認めることとしております。なお、翻る期間なんですけど、今年の4月までというふうにしております。

○田中武春委員

まだ、市民に周知がどこまで伝わっているかわかりませんが、期限がありますので、ぜひ対象者には周知をお願いしたいと思っておりますが、では、そのような負担の軽減策等につ

いて、入居世帯にはどのような形でお知らせしているのか、お知らせください。

○住宅課長

本年6月の市報のお知らせ欄に掲載したほか、毎年7月に入居者の方全世界帯に送付しています収入申告に関する個別通知、収入申告の案内文書になるのですが、こちらに制度の案内チラシを同封いたしました。また、分納相談などの際にコロナ禍の影響による収入減少というお話があれば、直接ご案内を行うこととしております。

○田中武春委員

確かに納めさせることも重要なことですが、公営住宅が低所得者向け住宅という性質上、入居世帯の生活状況に合わせた適正な負担を課すことも重要なことというふうに考えます。こうした負担軽減策については、適切な時期に幅広く周知することに努めていただいて、適正な住宅事業の運営を、今後もよろしくお願ひしたいと申し上げ、質問を終わります。

○委員長

次に、61ページ、衛生手数料、ごみ袋販売実績（数量、金額）について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

61ページ、衛生手数料、ごみ袋販売実績（数量、金額）について、お尋ねをしております。追加資料の21ページに出していただいておりますので、説明をお願いします。

○環境対策課長

資料の説明をさせていただきます。家庭系ごみ袋、事業系ごみ袋の販売金額及び巻数と粗大ごみシールの販売金額、冊数及びその合計を、平成28年度から令和2年度までの5年間分掲載させていただいております。令和元年度は消費税増税による駆け込み需要により若干増となっております。また、令和2年度の粗大ごみシールが増加しておりますが、これはコロナ感染拡大により、自宅にいる時間が長くなったことに伴い増加したものと考えております。また、家庭系ごみ袋につきましては、新型コロナウイルス感染症対策衛生啓発物品として、家庭用可燃ごみ中を1世帯に対し2巻配布させていただきましたので、その影響で減少となっておりますが、仮に配布しなければ、こちらもコロナの影響で例年より増加していたと見込まれます。事業系ごみ袋につきましても、緊急事態宣言における営業時間などの制限により減少した部分もあると考えております。全体的な実績につきましては、5年間おおむね横ばいの状況であると考えております。

○委員長

次に、64ページ、衛生費補助金、女性特有のがん検診推進事業費補助金の推移状況について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

64ページ、衛生費補助金、女性特有のがん検診推進事業費補助金の推移状況についてお聞きいたします。この補助金事業は、特定の年齢の女性に無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診、つまり子宮頸がん、乳がん検診受診の促進を図る事業であります。この事業の検診受診率の推移についてお答えください。

○健幸保健課長

過去2年の検診受診率で回答させていただきます。令和元年度は子宮頸がん検診8.8%、乳がん検診24.3%、令和2年度は子宮頸がん検診15.3%、乳がん検診24.6%となっております。

○守光委員

今の答弁でお聞きしましたけれども、そんなに高くはない数字でありますけれども、その部分を受けまして健診受診率を上げるために、市として何か取り組みはされているのか、お答えください。

○健幸保健課長

令和3年度より未受診対策といたしまして再勧奨のはがきを郵送することとしております。また、働く女性の健診受診促進を目的に、7月と9月に女性特有のがんナイト健診を実施いたしております。すでに実施いたしました7月の健診では、通常の健診より多い子宮頸がん検診60名、乳がん検診57名、延べ117名の方が女性特有のがん検診を受診していただいております。

○守光委員

取り組みとしては再勧奨のはがきを送られているということ。また、女性特有のがんナイト健診、7月また9月に行うということで、そのことによって受診された方が多くいらっしゃるということでもあります。それにしても、まだまだ受診率はまだ半分も行っておりませんので、今後またしっかり、今やられていることもしっかりやりながら、また新たな取り組み等も含めて、しっかりと健診率を上げていただくよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、64ページ、衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金に係る被接種者への配慮について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

64ページ、衛生費補助金の中にあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、ワクチンを打たない、打てないといった非接種者への配慮等について活用されておられるのでしょうか。

○健幸保健課長

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の事業内容といたしましては、接種の実施体制の確保、接種券、予診票案内等の印刷発送、コールセンター等の問い合わせ受け付けや接種予約受付体制の確保等となっております。接種のために必要な体制を接種前までに整備し、接種実施体制を継続的に確保することを目的としておりますので、被接種者への配慮等については本補助の事業内容には含まれていないものでございます。

○上野委員

新型コロナウイルスワクチン接種についての市としての考え方はどのようなものでしょうか。また接種について推奨をされておるのでしょうか。

○健幸保健課長

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、強制ではなく、あくまでもご本人の意思に基づき、受けていただくものでございます。12歳から15歳の方につきましては、保護者の同意も必要となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、最も有効な方法は、ワクチン接種であり、接種を希望される方には、1日でも早く接種ができるように努めております。接種をすることで、まれに重篤な副反応を起こす場合もあり、リスクが全くないわけではございませんが、感染するリスクを抑え、かつ、感染しても、重症化しにくいと言われておりますことから、1人でも多くの方が1日でも早く接種できるように取り組んでまいります。あわせて、接種を希望されない方や、接種できない方が不利益を受けることがないように、正しい情報の発信、啓発にも力を入れてまいります。

○上野委員

このワクチン接種につきましては、若いご家族がおられる家庭において特に悩まれているようです。後遺症など将来への影響を心配されておられます。また、接種できない方の中には、人には知られたくない病気や病歴をお持ちの方もいらっしゃいます。ワクチン接種はあくまでも個人が選択できる権利であるという認識と、理解が得られるように、また、未接種の方々が学校生活やクラブ活動、職場、日常生活において、活動の制限や同調圧力、差別されることが決して起こらないように、ましてや、自殺に至る事例など決して出すことのないように先んじ

での施策を講じてください。情報の提供につきましても、ワクチンの有効性、安全性については、厚労省を初め、各国の公的機関、アメリカであればCDC、イギリスであればMHRAなどからの検証結果の公表や、専門家による関係論文が発表されております。これらは個人的意見や感想ではなく、科学的データなどの裏づけをもって公表されるものでありますから、それらの情報収集と情報提供に努めていただくとともに、例えば飯塚市内において、重篤な症状や亡くなられた方々の人数などについても、季節性インフルエンザなどと比較するなど、身近でわかりやすい情報を提供していただき、家族で話し合い、将来にわたって自信と責任を持ってコロナ対策に臨める環境の整備に努めていただきますように、まずはお願いをいたします。さてもう1点ですが、この補助金事業には、濃厚接触者への対策は含まれておりますか。

○健幸保健課長

この補助金につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおりワクチン接種の体制確保ということになりますので、濃厚接触者等への対応については含まれていないものでございます。

○上野委員

飯塚市でのコロナ罹患者の人数は約1400人に迫っております。濃厚接触者はその何倍にも及んでいるものと思われませんが、家庭内感染が増加している現実が示しているように、通常の住居において隔離に近い状況を保つのは極めて困難であります。そこで、特に子どもたちや高齢者、障がいを持つ方々のご家庭のために、一定数のコンテナハウスなどを年間リースなどの手法をもって、市立病院の駐車場に設置しておくなど、濃厚接触者に対しても何らかの対策をぜひとも実行していただきたいと思うんです。予算や福岡県との連携が必要となりますが、市民の生命を守るためにも、また安心感を持って日々の生活を過ごしていただくためにも、コロナ対策を含めて、あらゆる場面における片峯市長の英断をお願いいたします。以上で終わります。

○委員長

次に、72ページ、財産貸付収入、市有土地の貸付件数及び今後について、守光委員の発言を許します。

○守光委員

72ページ、財産貸付収入、市有土地の貸付件数及び今後について、お聞きいたします。まずは現状をお答えください。

○財産活用課長

貸し付けの内容につきましては、個人の建物敷や電柱敷など、貸付期間が長期に及ぶもの、また、工事の資材置場など、一時的に貸し付けているものなどさまざまですが、令和2年度の貸付件数は496件、貸付料は3569万9363円でした。

○守光委員

では次に、貸付件数や金額もかなりあることが今のご答弁でわかりました。それだけ多くの貸し付けがあるのであれば、これまでトラブルや苦情などがあるのではないかと思われますが、あればその内容等をお答えください。

○財産活用課長

貸付地内や貸付地以外の周辺市有地の草刈りや樹木の伐採などの苦情が多くあっております。貸付地につきましましては、賃貸借契約を結び、その文面に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、借受人が市や第三者に損害を与える恐れがあるときは、借受人の責任と負担で管理していただくことをお願いしております。また、貸付地以外の周辺市有地につきましましては、市で草刈りや樹木の伐採を行っております。

○守光委員

次に貸付地の今後についてお尋ねいたします。貸付地には個人の建物敷などもあるとのこと

であります、払い下げ等などは行われぬのかお答えください。

○財産活用課長

建物敷の貸し付けにつきましては、契約が長期化しているものもありまして、市有地の効果的な運用を図る観点から、払い下げの方針を打ち出し、打ち出した土地につきましては、毎年納付書を送る際に、払い下げについてのご案内をしております。その結果、払い下げに至りましたのは、ここ3年間の実績でお伝えしますと、平成30年度1件、令和元年度2件、令和2年度2件となっております。今後も引き続き、貸付地の払い下げについて、借受人と協議してまいります。

○守光委員

今後も払い下げをやっていかれるということでもあります。先ほどありましたように苦情等の中で草刈りや樹木の伐採ということで、土地が市の土地であるということ、何とかしてくれという苦情が結構あるということでお聞きしておりますので、そういった部分を含めて、しっかり、もうその土地も含めて、ご本人さんになるような、これも話し合い、さまざまあると思うんですけども、進めていっていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○委員長

次に、72ページ、財産貸付収入、市有土地貸付料（滞納繰越分）の現状及び対策について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

同じく財産貸付収入市有土地貸付料滞納繰越分の現状及び対策についてお聞きいたします。こちら、現状等についてお答えください。

○財産活用課長

滞納がある貸付地は、その全てが住宅敷で、令和2年度当初の滞納繰越額は31件、99万4615円に対しまして、滞納整理により7件、17万3603円の収入がっております。

○守光委員

当然職員の方の努力によりまして滞納整理が行っていただいているということとはよくわかりました。しかしながら、まだ相当額の滞納があるようですので今後の対策について、何かあればお聞かせください。

○財産活用課長

以前より、契約者への直接訪問や通知などを定期的に行うことで、早期の支払いを促しておりますが、今後は、訪問回数をふやすことなどにより、早急な対応を図ってまいります。

○守光委員

しっかりとやっていただきたいと思いますし、先ほどの質疑の中でありましたけれども、やはり昔から旧市町村時代から、土地とまた別個になって、なかなかややこしいようになっておりますので、その部分を含めて、しっかりこの滞納も減らしていただきたいと思いますし、先ほど言いましたけれども払い下げをしっかりとっていただきたいことを要望して終わります。

○委員長

次に、72ページ、財産貸付収入、同じく72ページ基金運用収入及び73ページ、不動産売払収入の以上3件につきましては上野委員の質疑の取り下げの申し出がっておりますので、次に進みます。

79ページ、雑入、児童クラブ使用料の他都市比較及び滞納減免状況については、歳出の質疑のほうで確認したということですので、次に進みます。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、第1款、市税から第23款、市債までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 14:35

再開 14:37

委員会を再開いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、保留しておりました公共交通対策事業の内訳推移の追加要求資料について、執行部に資料の説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

お手数をおかけいたしまして申しわけございません。17日開催の当委員会に追加提出しておりましたJR九州バス株式会社のバス路線廃止にかかわる意見聴取結果の資料につきまして、一部、説明等を上部に補足いたしまして、再提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長

川上委員、質疑はありませんか。

次に、質疑事項一覧表に記載されております新型コロナウイルス感染症対策に関する事業及び財源に関する総括について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

新型コロナウイルス感染症対策に関する事業及び財源に関する総括表を、1ページから10ページまで出していただいていますので、説明をお願いいたします。

○財政課長

それでは説明させていただきます。追加資料の5ページをお願いします。5ページからの資料は、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策事業の決算額及び財源内訳を予算成立の時系列順に並べた資料でございます。

この資料の10ページをお願いいたします。事業費総額につきましては、合計欄になりますが、決算額は190億6427万4千円でございます。この内訳につきましては、その下の欄に記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象分が、交付限度額24億8664万4千円に対し22億5022万7千円で、それ以外の事業分につきましては、その下の欄になりますが、事業費が168億1404万7千円、国県補助金など特定財源を控除した一般財源の額は1億1678万3千円でございます。この1億1678万3千円が令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策における市の実質的な負担ということになります。

○川上委員

新型コロナ対策の地方創生臨時交付金は24億円と書いていますね、10ページに。同額が一般財源マイナスとなっております。どういうことか、説明をお願いします。

○総合政策課長

臨時交付金の対象となる事業につきましては、国より対象事業の提示がなされておりまして、その事業に充当を行い実施いたしております。コロナ対策事業の臨時交付金対象事業の決算額が、歳入として受け入れた臨時交付金の額を下回ったということでございます。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑の残時間がなくなりましたので、ご了承願います。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について全ての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決につきましては保留して、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査

におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:43

再 開 14:44

委員会を再開いたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、会計ごとに行います。

まず、「認定第2号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

「認定第8号」ですね。この卸売市場事業の歳入歳出について、関連になるんだけど、もう市場は開かれましたね。開場しましたけれども、花卉と青果における市場の使用料というのは、確定したんですか。もし確定しているならば、使用料をそれぞれ教えてください。

○農林振興課長

まず青果部につきまして、使用料につきましては、もちろん確定しておりますので、新しい使用料を5月以降にいただいております。青果部の卸売市場使用料につきましては、まず一つは、卸売金額に対します率としまして、卸売金額の1千分の3に100分の10を乗じた額を、まず使用料として、これは売り上げに対する使用料としていただいております。あと当然、青果部につきましては青果棟とか、倉庫等もありますので、それについては個別の施設の使用料ということで、それぞれありますので、それを個別に申し上げたほうがよろしいですか。一応、

すみません、使用料につきましては、条例規則のほうにも一覧表として載っておるので、どんなふう、説明したほうが、市場の使用料の規則のほうに、一覧表として掲載をされておるんですけれども、結構、読み上げましたらちょっと結構、量がありますので、どんなふうかなと思ひまして今ちょっと――。

○委員長

いいですか、読み上げなくて。

○農林振興課長

花卉部につきましては、一応、使用料の卸売金額に対する分につきましては、卸売金額の1千分の2に100分の110を乗じて得た額を使用料としていただいております。これは売り上げに対する使用料になります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に「認定第11号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての歳入歳出一括して質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております262ページ、小中学校給食費滞納繰越分について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

学校給食費について、お尋ねいたします。改めまして、学校給食の目的についてお答えください。

○学校給食課長

学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に資し、食に関する正しい理解と適切な判断力を培い、学校における食育の推進を図ることを目的に、学校教育活動の一環として位置づけられ、実施されております。

○吉松委員

それほど重要な意義のある制度なんですけれども、その反面、学校給食費の滞納というのは、一種の社会問題でもあると考えますけれども、学校給食費の未納額の推移について、お尋ねいたします。

○学校給食課長

令和2年度決算におけます学校給食費の収納額及び未納額の状況でございますが、現年度分は、調定額4億6415万6868円、収納額4億5801万6846円、未納額614万22円、収納率は98.68%となっております。また、滞納繰越分が調定額3483万

5960円、収納額493万3302円、不納欠損額22万5174円、未納額2967万7480円、収納率14.16%となっております。全体では、調定額4億9899万2828円、収納額が4億6295万148円。不納欠損額が22万5174円、未納額3581万7506円、収納率は92.78%となっております。

○吉松委員

聞いてすぐに未納額の中で繰り越しとか欠損とか調停というような言葉が入ってきますので、なかなか目に見にくいんですけども、令和2年度に関しては、未納額は614万22円ということですけども、これはもう滞納が恒常化しているということがはっきりしております。また今年度は、コロナ禍ということで、滞納がふえる可能性も大いにあると思われるのですが、低所得者への救済については、どのようになっているのでしょうか。

○学校給食課長

低所得者の方に対しての制度のご案内になりますけれども、学校の教育活動におきまして、学校給食の意義は非常に大きいものと認識をしております。保護者へのご案内につきましては、まず、納付相談の際に、ご家庭の生活状況等を十分な聞き取りを行いながら、給食費の納入が困難であると判断される場合は、就学援助制度や生活保護制度のご案内を行っているところでございます。

○吉松委員

催告書の送付とか、今コロナで無理かもしれませんけれども、面談も行ってということで大変な労力を使われると思いますけれども、就学援助制度や生活保護制度があるということですけども、これらはセーフティーネットとしては有効な反面、いろいろな要件が要るわけですね、この制度にも。ということで、これは万全と、なかなか思えませんけれども、このことも含めて、給食費の無償化に向けた本市の考え方について、お尋ねいたします。

○学校給食課長

給食費の無償化につきましては、継続的な財源の確保が必要でありますことから、保護者の教育費負担軽減のため、公費負担に対する財政措置について、市長会などを通じまして国へ要望しているところでございます。

○吉松委員

市長会を通じて国や県に要望をしているということです。全国の自治体で学校給食を無償化しているというのは、わずかに4.4%だということです。それから近隣でいえば、中間市さんが、現在の中間市長が市長選挙に出るときに、給食無償化ということを公約にして選挙に出られました。そして当選されたわけですけども、財政的に無理だということを言われました。ということで、給食無償化というのは非常にハードルが高いと思います。福岡県で1カ所もないということですが、今、自民党の総裁選挙に野田聖子議員がいられておりますけれども、子どものこと、子ども庁についても、将来、日本の将来は、この地域の将来もそうですけれども、子どもへの投資は、日本の国の将来への投資だというような考えを持っておられます。それで、私も10年後には、これ無償化にあつという間になっているんじゃないかなという希望も持っているんですけども、今の段階では非常に難しいということも承知をしておりますけれども、義務教育ならば、教科書無償化というのは昭和38年ですか、なりました。義務教育ならば学校給食を無償化というのが、私は当然だと思っています。しかし何回も言いましたように、財政的に非常に厳しいという状況はわかっておりますけれども、機があれば、機が熟すれば、いつでもその導入ができるというような構えを持って取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 00

再 開 15 : 10

委員会を再開いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

新型コロナ危機の始まりにもかかわらず、新型コロナ対策予算を1円も組まなかった当初予算約689億円、新型コロナ対策を中心とする15次にわたる補正予算を合わせて、2020年度を通じた予算規模約964億円に対して支出約889億円、翌年度繰越約26億円、そして不用額が約48億円です。新型コロナウイルス感染症対策事業としては、総額で約190億6千万円、財源は国161億8千万円、県6700万円、その他29億3500万円、そして一般財源がマイナスとのことですけれども1億1900万円となっています。国からの新型コロナ対策臨時交付金24億8600万円のうち、2億3600万円は返還対象とのことです。

私は、第1に新型コロナ危機から市民の命を守り、暮らしを応援し、地域経済を守る視点、第2に不要不急の無駄遣いをチェックする視点、第3に公正で透明な市政運営を貫く視点から考えるところがあります。第1波、第2波、第3波、そして第4波、今日の第5波へと続く新型コロナ感染の広がりから、国民の命をどう守るか、暮らしと経済をどう支えるか、それが安倍政権、秋からは菅政権に鋭く問われ続けてきました。今日の事態は自民党と公明党に分厚く支えられ、安倍政権を引き継いだ菅政権の欠陥をまざまざと浮き彫りにしています。第1に、科学の無視を繰り返したこと。第2に、国民の声を聞かず説明しないこと。第3に、コロナ対応にまで自己責任論を持ち込んだこと。この3つを挙げないわけにはいきません。新型コロナ危機のもとで、9年にわたる安倍、菅政権が進めた医療を初めとする社会保障の切り捨て、格差社会の一層の拡大をこのまま許してよいのかという鋭い問いかけが広がりました。国民の命を守ることができない古い政治はもうやめて、新しい政治をつくろうという声が、市民と野党の共闘の発展を促し、多くの国民の希望となりつつあります。こうした中で、飯塚市政に求められたのは、新型コロナから住民の命と暮らしを守ることを真正面に掲げ、市民が直面している危機の打開、現実の苦しみや悩みの解決のために、実際に役立ち、スピード感のある、しっかりした役割を果たすことでした。これは、国や県のやり方に従うだけではできないことでした。

本市には、住民と市職員に負担を押しつけてため込んだ、過去最高水準にまで膨れ上がった財政調整基金及び減債基金がありました。片峯市長の特別の探求と決断が求められた1年だったと言えるわけです。964億円にのぼる予算、そしてその執行が、新型コロナウイルス感染症危機から市民の命と暮らしを守るために、緊急対策とそれにふさわしい財政出動を十分に行ったか、市政の太い流れが市民の福祉の増進の方向に向かったか、さらに市政の舵取りが一部の

ためではなく、全体のために公正な立場で行われたか、この決算の審査によって問われてまいります。

第1に、コロナ禍から市民の命を守り、暮らしを応援するという視点からであります。私は、補正予算審査において、子どもの健康に不安が残るものは削除を求めましたが、新型コロナ対策に100%でなくともプラスとなる予算計上には全て賛成しました。また、市民の暮らしの応援にかかわる予算は不十分さや弱点がありました。我が党の提案や市民の要望を受け止めた前向きの変化もあります。しかし、その一方で、高過ぎるごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童クラブ保育料、学校給食費など、しっかりした負担軽減策はいまだ見られません。保育所入所待機児ゼロ対策には、それに不可欠な公立保育所の新設はないばかりか、公立筑穂保育所は建てかえに当たり、定数を30人も削減する方向を打ち出して、それにかかわる公立保育所の構想は、まだないままであります。子ども医療費の自己負担ゼロは、4千万円程度で実現できるのに踏み出さず、嘉麻市よりも劣ったままであります。保育所無償化の対象から外れる家庭を支える手当は、1億7千万円程度で済むのに、これもまた、市長は拒否したままであります。ここには、なお国の悪政言いなりの福祉犠牲型の行財政改革の流れが太く流れていることを指摘しなければなりません。来年度予算編成に当たっては、新型コロナ危機から市民、デルタ株の特性から特に子どもたちの命と暮らしを守るために、我が党が財源を示して行った暮らしアップ、5つの提案、これをまともに検討して実行するよう求めるものであります。

第2は、無駄遣いをチェックする視点です。現施設を大規模改修すれば、市の試算でも15億円で立派にやれるのに、立地に課題のあることを承知の上で建設に踏み出し、しかも地盤に想定外のことが生じたと言っては、7億円を追加して、53億円に膨れ上がった新体育館関連。市民のための温泉浴場や食堂を廃止し、九特興業に12億円にも及ぶ工事を随意契約で任せ、結局は鳴り物入りで看板にした東京パラリンピック事前キャンプはなく、出番がなく、新型コロナ対策の宿泊療養施設としても結局は出番のない筑豊ハイツ再整備関連。卸売市場特別会計にもかかわりますが、魚市場が撤退し、立地について意見が続く中で構想が揺らぎ、市場跡地にゆめタウン構想が染み込んできた新卸売市場関連。この3つのプロジェクトで総事業費100億円にもなる大規模事業は、片峯市長のもとで強引に進められてきました。これほどの莫大な税金投入を未来志向、未来への投資などという言葉で塗り潰すことはできないのであります。

第3は、公正で透明な市政運営を貫く視点です。入札における総合評価方式の試行が続いていますが、評価方式に不透明感がつきまとい、公正さが厳しく問われます。この際、総合評価方式の試行はやめるべきであります。新庁舎建設や筑豊ハイツ再整備事業に続いて、新体育館建設工事は基礎工事の失敗を理由に、業者の言いなりに7億円もの工事費の上積みは、顧問弁護士にも相談しないままであります。時間がないなどという理由によって、利潤追求型の民間主導に任せ続けることは認められません。談合情報の心配もありました。相田団地新築建替事業は不透明感を取り除いた上で、現在の失敗の責任と教訓について、素直に明らかにすることは、みんなが喜ぶ相田団地建替事業を急いで進める土台であります。この工事について、住民の合意がなくてもできると顧問弁護士が言ったというような乱暴な答弁は言語道断であります。片峯市長の責任で、9月定例会中に撤回すべきであります。部落解放同盟に対する補助金は、活動経費に対し人件費を中心にしたものです。市長の諮問機関にもメンバーを派遣しています。長年にわたる不透明な関係をただす必要があります。人件費分の補助金は直ちに廃止し、財政的に自立し、胸を張って活動できるようにするべきであります。部落解放同盟の全国方針でつくられたNPO人権ネットいづかへの委託料の中心は人件費ですが、本来、委託になじまない事業を、人権啓発の名によって16年間、競争なしに随意契約で行ってきたものです。このほかにも、労働会館や伊岐須会館の部落解放同盟の使用状況についても適切なチェックが

必要です。そもそも人権に関する大切な事業は、本市が公的な立場から直接責任を果たすべきであり、現在の人権・同和政策課は、部落解放同盟への補助金、人権ネットいづかへの委託料に関する業務は廃止し、この際、人権推進課として公正に仕事を行うべきであります。以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「認定第2号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

国が全国知事会が求める均等割の廃止及び地方に対する必要な財源措置をとらず、本市も子ども医療費助成を理由にした国のペナルティー交付金減額を補てんするほかは、法定外繰り入れを拒否し続けています。

決算認定に反対する理由の第1は、高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけてきていることとあります。第2に、1年間通用する正規保険証を交付せず、滞納によって資格証明書や短期保険証を渡して、医療を受ける機会を抑制したことであります。こうしたことは、特に新型コロナ危機の時代には許されず、速やかに正規保険証を原則交付し、個人の健康を守るとともに、感染拡大防止に全力をあげるべきであります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「認定第3号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。

詳しくは本会議で述べます。高過ぎる介護保険料が高齢者を苦しめ続けています。自己負担の増大、介護認定が軽いほうになる傾向のために、高齢者が苦しんでいます。介護適正化事業の名によって、必要な人が必要なサービスを受けられなくすることは認められません。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第4号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナ危機の時代に、高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると、高齢者から1年間通用する正規保険証をとりあげる。そして、短期保険証を押しつけるというやり方は、直ちに改められなければならないと思います。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第6号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

そもそも、オートレース事業の運営を一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじみません。36億円もの巨額に上るメインスタンドの新築建てかえは、諸手数料が、この年度からありますが、無謀というほかはなく見直すべきであります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和2年度 飯塚市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第8号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場で討論いたします。

新卸売市場の建てかえは、立地が心配される上に構想が二転三転する中で、事業費が増大し、その負担が高い使用料となれば業者の経営が大きく圧迫され、いつまで存続ができるか不安が広がる中、新型コロナ危機が進行した中で、見直しをしていないのは認められません。なお、排水計画についても、妥当かどうかチェックする必要があります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第10号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」に対し、反対の立場で討論を行います。

三菱マテリアル炭鉱跡地の鯉田工業団地造成は、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。中間的なバランスシートは次年度になると思いますが、今後についても、将来生じる地盤の不具合に関する損害賠償を、鉱業法の定める最終鉱業権者であるのに、三菱マテリアルに求めないとした土地売買契約を結んで、市民に大きな不利益がかかりかねません。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 令和2年度 飯塚市汚水処理事

業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

新型コロナ危機の時代に、子どもを感染から守る十分な対策が必要であるとともに、栄養とともに心のケアにつながる工夫が十分行われぬ背景に、市がきちんとした財政出動をしないことがあります。子どもの食生活に占める学校給食の位置を考慮して、せめて給食費の半額補助が必要であります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。9月定例議会中に決算審査を実施し、限られた時間の中ではございましたが、充実した審査内容であったと思います。また、委員の皆様のご協力によりまして、2日間で審査を終えることができました。本当にありがとうございました。執行部の皆様におかれましても、通常業務繁忙の中、短い時間で資料作成から答弁準備まで対応していただき、本当にご苦労さまでした。さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望がございましたが、執行部におかれましてはこの意を組んでいただき、来年度の当初予算や今後の施策等への反映について、十分に検討協議していただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のためにより一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。